

東京都保健医療計画（平成25年3月改定）  
進捗状況について  
【5疾病5事業及び在宅療養以外】

（平成28年3月現在）

## 第2部各論 第1章 患者中心の医療提供体制の充実(第3節及び第4節以外)

### 【主な事業】

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第1節 都民の視点に立った医療情報の提供	<p>○ 東京都医療機関案内サービス“ひまわり”や東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”により、都民の適切な医療サービスの選択を支援するとともに、地域の医療連携を支援するための情報提供を行う。</p> <p>○ 医薬品・医療機器に関する安全情報や薬局の機能情報を都民へ分かりやすく提供する環境を整備し、医薬品等の安全かつ適正な使用を確保する。</p>	<p>○“ひまわり”や“t-薬局いんふお”の利便性向上と活用促進</p>	保健医療情報センター運営(再掲)	人口の高齢化、疾病構造の変化等に伴い増加している、保健医療情報への需要に対応するため、医療・福祉に関する相談対応や医療機関等の情報提供を行っています。(再掲)	保健医療情報センターの運営(再掲)	<p>○保健医療情報センター等実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療福祉相談:56,877件</li> <li>・“ひまわり”Webサイトアクセス数:1,363,989件(再掲)</li> </ul> <p>○“ひまわり”が活用されるよう、バス広告による広報を行うとともに、普及啓発を図るためクリアファイルを配布(再掲)</p>
			医療機関情報システム化推進事業(再掲)		医療機関案内サービスひまわり(Webサイト)の運営(再掲)	
			薬局機能情報提供システムの運営	都民が「かかりつけ薬局」を選ぶために必要な薬局に関する様々な情報を都民へ提供しています。	薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”(Webサイト)の運営	<p>○平成26年8月に“ひまわり”と“t-薬局いんふお”のTOPページの統合を行い、都民の利便性向上を図った</p> <p>○訪日外国人増に対応し、“t-薬局いんふお”の英語表記サイトを作成</p> <p>○“t-薬局いんふお”インターネットアクセス数:208,167件</p>
			東京都地域医療連携ICTシステム整備支援事業	地域の医療機関間でICTを活用した医療情報の共有化を図るため必要な経費を補助し、地域医療を担う医療機関間の切れ目のない継続した連携を図ります。	4医療機関	「東京都地域医療連携ICTシステム整備支援事業」において、ICTを活用した地域医療連携に取り組む医療機関に対し、情報共有に必要なサーバーシステムを導入するために必要な経費等を支援：2医療機関
第1節 都民の視点に立った医療情報の提供	<p>○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」や「東京都子ども医療ガイド」等を積極的に活用し、医療情報に関する理解を促進する取組を進める。</p>	<p>○「医療情報ナビ」活用等による都民の理解促進</p>	都民の医療に対する理解と参画推進事業	都民が医療に関する情報を正しく理解し、適切な受診行動をとれるよう、「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」の配布、都民の理解促進を進める人材の養成、公開講座などにより医療に関する理解促進を図るとともに、都民と医療従事者との相互理解に資する取組を進めています。(公開講座は公益社団法人東京都医師会に委託)	<p>○医療情報ナビ冊子・Webによる普及啓発の実施</p> <p>○医療情報理解促進のための人材養成研修会(4回)</p> <p>○相互理解のための対話促進・支援(東京都医師会に委託)</p>	<p>○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」(Webサイト・冊子)について、下記の取組等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の2冊の冊子をまとめ、「大人編」として改訂</li> <li>・中高生向け冊子を都内高校へ配布</li> <li>・「子供の発熱編」冊子を幼稚園、認可・認証保育所へ配布</li> </ul> <p>区市町村や医療機関関係者を対象に、医療情報の理解促進のための人材養成研修を開催</p> <p>第1回 134名参加 第2回 199名参加</p> <p>住民に身近な地域で医療の仕組みを学べる、相互理解のための対話促進支援事業を実施</p> <p>22地区医師会で実施</p>
			医療ガイドシステム(再掲)	都民の主体的な保健医療への参画とセルフケア能力の向上を支援するため、インターネットを通じて親しみやすく信頼性の高い医療情報及び子育て情報を提供しています。(再掲)	東京都子ども医療ガイド(Webサイト)の運営(再掲)	
			東京都地域医療支援センター	医師等医療従事者の確保方を協議する「東京都地域医療対策協議会」で決定した医師確保対策の方針に基づき、各医療機関における医師確保支援、地域医療医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援、医師確保状況の実態把握、求人・求職情報等医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進します。	<p>○東京都地域医療支援センターの運営及び同委員会の開催</p>	<p>○奨学金被貸与者のキャリア形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療研修として三宅村、神津島村、御蔵島村にて、計12日間研修(船中含む)を実施。</li> <li>・地域医療に関する講義・ワークショップ実施(年1回)</li> </ul> <p>○東京都地域医療支援センター運営委員会の開催(年2回)</p>
地域医療を担う医師養成事業(東京都地域医療医師奨学金)(再掲)	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、地域医療医師奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等の医師の確保及び質の向上に寄与します。(再掲)	<p>○東京都地域医療医師奨学金制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特別貸与】医学部定員増による奨学金(順天堂大学:10名、杏林大学:10名、東京慈恵会医科大学:5名)</li> <li>・【一般貸与】都内13大学の5、6年生に対する奨学金(再掲)</li> </ul>	<p>○平成27年度新規貸与者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特別貸与】25名</li> <li>・【一般貸与】8名</li> </ul> <p>○平成26年度末貸与者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【特別貸与】119名</li> <li>・【一般貸与】74名(再掲)</li> </ul>			

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)	
	施策の方向	取組のポイント					
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上	○高齢者人口の更なる増加や医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、医療需要の増加が見込まれる中で、都民ニーズに応えるため、都の地域特性を活かした保健医療を担う人材の養成・確保と質の向上を図る。	○地域医療センターにおける医師確保策の推進	東京都地域医療支援ドクター事業	多摩・島しょの公立病院等を支援し地域の医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都が採用し、へき地医療機関及び市町村公立病院に一定期間派遣します。	○市町村公立病院等への派遣予定(支援勤務) 5名	○平成27年度派遣実績 4名を派遣 ○平成21年度～平成26年度までの派遣実績 延べ23名を派遣	
			医療勤務環境改善支援センター事業(平成26年度事業開始)	医師、看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質向上を図るため、医療従事者の勤務環境改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行うなど、働きやすい環境整備に向けた医療機関の主体的な取組を支援します。	【主な事業計画】 ○ 導入支援 病院からの希望により、社会保険労務士、医業経営アドバイザーが訪問し、勤務環境改善のための課題抽出、計画策定を支援 ○ 電話相談 支援センターに配置されたアドバイザーが相談に対応	平成26年10月1日改正医療法の施行と同時に、東京都医療勤務環境改善支援センターを設置・運用を開始 【実績】 平成26年度 導入支援 11医療機関 電話相談 19件 平成27年度 導入支援 11医療機関 電話相談 114件	
			医師勤務環境改善事業(平成20年度事業開始)	都内の医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師の勤務環境を改善し、医師の離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた女性医師等の復職を支援する取組に対し、必要な経費を補助します。 対象:都内病院(ただし、国、都、独立行政法人等を除く)	【対象経費及び予算規模】 ○ 勤務環境改善及び再就業支援事業32病院 ○ 相談窓口の設置 2病院 ○ チーム医療の推進 26病院 【補助率】 1/2	平成26年度からは、対象病院を小児、周産期、救急に限定せず、都内全病院に拡大 【実績】 平成26年度 延べ49病院 平成27年度 延べ58病院	
			院内保育施設運営費補助	都内の病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるために集団保育が困難な児童の保育を行います。	予算規模:109施設	【医師】 H27実績 運営費111施設	
			院内保育所整備費補助	都内の病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を設置又は増改築する場合について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進します。	予算規模:5施設	【医師】 H27実績 整備費1施設	
			○地域における看護師等の定着・再就業の支援	看護師等養成所運営費補助	看護師等の学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより教育内容の充実と都内の看護師等の充足を図ります。	○看護師等の学校又は養成所に対する運営費補助 42課程	平成27年度実績 37課程
			看護師等養成所施設整備費等補助	看護師等養成所の施設及び設備整備事業に要する経費を補助することにより、教育環境を整備し教育内容の充実を図ります。	実施予定なし	【実績】 なし	
			院内助産所・助産師外来開設研修事業	院内助産所及び助産師外来の開設を促進するため、医療機関管理者や、医師及び助産師等に対する研修を行い、安全・安心・快適なお産の場を確保します。	産科・産婦人科医師や助産師等による安全管理や、医師と助産師との連携・協働体制整備のあり方等に関する研修の実施 2施設	平成27年度実績 2施設で実施	
			看護職員定着促進のための巡回訪問事業	二次保健医療圏ごとに就業協力員を配置し、中小病院が実施する研修体制の構築、勤務環境改善等の看護職員確保に向けた取組を支援することにより、看護職員が就業を継続しやすく、また円滑に再就業できる仕組みを構築し、都内の看護職員の定着を図ります。	200床未満の病院を巡回訪問し、多様な勤務形態の導入等の勤務環境改善や新人看護職員研修等の研修体制構築に向けた施設の取組に対して助言・指導等の実施	平成27年度実績 巡回訪問施設10施設	
			新人看護職員研修体制整備事業	新人看護職員の臨床研修体制の整備を図ることにより、新人看護職員の早期離職を防止するとともに、都内の看護職員等の定着促進を図ります。	○新人研修事業費補助 137施設 ○研修責任者等研修 4回 ○新人看護職員多施設合同研修 2回	平成27年度実績 ○新人研修事業費補助 152施設 ○研修責任者等研修 4回 ○新人看護職員多施設合同研修 2回	

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上	○高齢者人口の更なる増加や医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、医療需要の増加が見込まれる中で、都民ニーズに応えるため、都の地域特性を活かした保健医療を担う人材の養成・確保と質の向上を図る。	○地域における看護師等の定着・再就業の支援	看護外来相談開設研修事業	患者の生活に密着したきめ細かなケアや療養指導等を行う看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援を推進します。さらに、看護外来相談の実施を促進していくことで、医師との効果的・機能的な役割分担の明確化の下、専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上により定着を促進します。	看護外来相談を開設している医療機関において、医師との連携・協働体制整備のあり方や、その他看護外来相談開設に必要なことについての研修を実施 講義2施設・実践4施設	平成27年度実績 講義2施設・実践4施設
			島しょ看護職員定着促進事業(再掲)	島しょ地域において働く看護職を対象に出張研修や一時的に島を離れる際の短期代替看護職員派遣を実施することにより、島しょ地域に勤務する看護職員の働きやすい環境を整え、定着を促進します。(再掲)	○出張研修 島しょで働く看護職員が、島を離れずに研修を受ける機会を設けることで、看護職員のモチベーションの向上やケアの質の向上を図る ○短期代替看護職員派遣 島しょの看護職員が研修等により一時的に島を離れる際に、代替看護職員派遣を実施し、看護職員がより勤務を継続しやすい環境を整備(再掲)	平成27年度実績 出張研修12回(再掲)
			看護師等教員養成研修	看護教員として就業中又は就業予定の者に、看護職員に必要な知識、技術を習得させ、質の高い看護職員を養成し、看護教育の向上を図ります。	○研修期間 1年間 ○受講者規模 45人	平成27年度実績 受講者45人
			看護外来相談開設整備費補助	看護外来相談の施設・設備整備に要する経費を補助することにより、地域における在宅療養患者の支援を推進するとともに、専門的な看護の実践による看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進します。	○施設整備 1施設 ○設備整備 1施設	平成27年度実績 施設整備 なし 設備整備 1施設
			看護師宿舎施設整備費補助	看護師宿舎の個室整備事業に要する経費について、都がその一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図ります。	実施予定なし	平成27年度実績なし
			看護師勤務環境改善施設整備費補助	看護職員の勤務環境の改善に係る施設整備事業に要する経費について、都がその一部を補助することにより、看護職員の離職防止を図ります。	実施予定なし	平成27年度実績なし
			院内保育施設運営費補助(再掲)	都内の病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるために集団保育が困難な児童の保育を行います。(再掲)	予算規模:109施設(再掲)	【看護職員】 H27実績 運営費111施設(再掲)
			院内保育所整備費補助(再掲)	都内の病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を設置又は増改築する場合について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進します。(再掲)	予算規模:5施設(再掲)	【看護職員】 H27実績 整備費1施設(再掲)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上	○高齢者人口の更なる増加や医療の高度化・専門化、患者を取り巻く社会環境の変化等に伴い、医療需要の増加が見込まれる中で、都民ニーズに応えるため、都の地域特性を活かした保健医療を担う人材の養成・確保と質の向上を図る。	○地域における看護師等の定着・再就業の支援	ナースプラザの管理運営	保健師、助産師、看護師及び准看護師免許を有する離職中の看護師の再就業を促進するため、就業促進・就業援助や研修及び看護に関する情報提供等を行い、看護職員の都内定着・確保及び資質向上を図ります。	○就業援助 求人求職登録による就労あっせん、求職者・求人施設の就業相談会、各種調査等 ○教育研修 就業意欲を高める研修、看護職の定着促進に向けた研修、実習指導者研修の実施等 ○普及啓発事業 一日看護体験学習、情報提供	区部と多摩地域の2か所で、再就業に向けた研修と就業相談事業等を実施 平成27年度就業者数 1,412人
			看護職員地域確保支援事業	離職した看護職が、自らの経験やスキルに応じた復職支援研修・再就業支援相談を、身近な地域の病院や訪問看護ステーション等で受けられる就業支援の仕組みを提供することにより、潜在看護職等の就業意欲を一層喚起し、再就業の促進を図ります。	復職支援研修や再就業支援相談の実施 31施設	平成27年度実績 31施設
			届出制度を活用した看護職員復職支援事業	平成27年10月から開始された、看護職員の離職時における届出制度の周知を図るとともに、届出された情報を利用して、求職中の看護職員のみならず、離職した看護職員等に対し、ライフスタイルやニーズに応じたきめ細かな復職支援を行うことにより、看護職員の都内確保及び定着を図ります。	○看護職員の届出制度に関する広報 ○届出を行った看護職員の状況に合わせた情報提供や支援 ○離職した看護職員等に対する復職支援 ○地域における就職相談会の開催 ○看護職員の都内確保及び定着を図るために必要な支援	平成27年度実績 地域における就職相談会 5回開催
	○介護人材の安定した確保・定着・育成  ○医療と介護の連携強化のための研修の実施	○介護人材の安定した確保・定着・育成  ○医療と介護の連携強化のための研修の実施	訪問リハビリテーション専門人材育成研修事業(平成25年度で事業終了)(再掲)	理学療法士等を対象に、介護技術の向上と、介護職員、介護支援専門員など多職種との連携に関する研修を実施し、訪問リハビリテーションを普及することにより、高齢者が自立した在宅生活を送れるよう支援します。	※平成25年度で事業終了	【その他職種】 都内に在職中の理学療法士等を対象に研修を実施(研修実績:206名) ※平成25年度で事業終了
			介護職員スキルアップ研修事業	介護職員を対象とし、業務上必要な医学的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応等についての研修を実施します。	研修受講者900名	【その他職種】 介護職員を対象とし、業務上必要な医学的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応等についての研修を実施(研修実績:557名)
			介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	たんの吸引等の医療的ケアをより安全に提供できるよう、介護職員等を対象としてたんの吸引等に関する研修を実施します。	○不特定多数の者対象 480名 ○特定の者対象 2,400名	【その他職種】 特別養護老人ホーム等でたんの吸引及び経管栄養を行う介護職員を養成する研修を実施(研修実績:不特定多数の者対象478名、特定の者対象2,538組)
			在宅医療サポート介護支援専門員の養成	介護支援専門員に対して、医療職との連携に必要な医療的知識等の付与を行う7日間40時間の「在宅医療サポート介護支援専門員研修」を2回実施します。	※平成26年度で事業終了	【その他職種】 介護支援専門員に対して、医療職との連携に必要な医療的知識等の付与を行う7日間40時間の「在宅医療サポート介護支援専門員研修」を2回実施 (研修修了者数(研修カリキュラムの全課程を修了した者)は、25年度467名26年度469名)※平成26年度で事業終了
			歯科医療技術者対策	歯科医療従事者(歯科技工士、歯科衛生士)に対して、歯科医療技術の向上及び研鑽の機会を与え、その結果を各々の業務に反映することにより、都の歯科保険施策を一層推進し、都民に対する歯科保険サービスの資質向上を図ります。	○歯科技工士 全都講習会1催事、基本講習会2催事、応用講習会4催事、卒業講習会3催事、最新の機器に関する講習会4催事、復職支援2催事、学生講習会3催事 ○歯科衛生士 未就業歯科衛生士講習会1催事、歯科衛生士講習会2催事、復職支援講習会1催事、学生等支援講習会1催事	【その他職種】 ○歯科技工士 平成26年度 合計 808人 平成27年度 合計 1112人 ○歯科衛生士 平成26年度 合計 400人 平成27年度 合計 472人

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第5節 リハビリテーション医療の取組	○患者が、急性期・回復期・維持期を通じて切れ目なく適切なリハビリテーションを受けられるよう各リハビリテーション期を担う医療機関等の支援を行っていく。	○各リハビリテーション期に応じたリハビリテーション医療の推進	-	-	-	脳卒中地域連携パスの標準様式「東京都脳卒中地域連携診療計画書」を都ホームページに掲載し、普及啓発を実施  都内パス事務局関係者が一堂に会するパス合同会議を年3回開催 ・平成27年5月 474名参加 ・平成27年10月 463名参加 ・平成28年1月 528名参加 (再掲)
			病床機能分化推進事業 (再掲)	医療機関に対して、回復期リハビリテーション病棟の整備に要する費用の一部を補助することにより、都における病床機能分化を推進します。 (再掲)	○施設整備(3施設)  ○設備整備(2施設) (再掲)	○施設設備(3施設:199床分)  ○設備整備(2施設) (再掲)
			地域リハビリテーション支援事業 (再掲)	障害者や高齢者が、寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期・維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域においてさまざまな形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図ります。 (再掲)	○東京都リハビリテーション協議会(2回)  ○災害時リハビリテーション支援体制検討部会(3回)  ○地域リハビリテーション支援センター選定委員会(1回)  ○地域リハビリテーション支援センター(12医療圏) (再掲)	各二次保健医療圏(島しょを除く)に地域リハビリテーション支援センターを指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援 ○地域リハビリテーション提供体制の強化 ○訪問・通所リハビリテーションの利用促進 ○地域リハビリテーション関係者の連携強化 ○若手理学療法士及び作業療法士実務研修 (再掲)
			在宅療養環境整備支援事業(医療保健政策区市町村包括補助事業)	病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図る区市町村を支援します。 (再掲)	-	○在宅療養支援窓口事業 15区市町村 ※累計 20区市町村 ○在宅療養後方支援病床確保事業 5区市町村 ※累計 11区市町村 ○在宅療養推進協議会 19区市町村 ※ 累計26区市町村 (再掲)
○地域リハビリテーション支援センターの取組により、地域のリハビリテーション提供医療機関・福祉施設に対する積極的な支援を行っていく。	○地域リハビリテーション支援体制の整備	地域リハビリテーション支援事業(再掲)	障害者や高齢者が、寝たきり状態になることを予防し、地域において生涯にわたって生き生きとした生活を送るためには、急性期から回復期・維持期のそれぞれの状態に応じた適切かつ円滑なリハビリテーションの提供が必要である。地域においてさまざまな形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することによって、保健・医療・福祉が連携した地域におけるリハビリテーションのシステム化を図ります。 (再掲)	○東京都リハビリテーション協議会(2回)  ○災害時リハビリテーション支援体制検討部会(3回)  ○地域リハビリテーション支援センター選定委員会(1回)  ○地域リハビリテーション支援センター(12医療圏)  (再掲)	各二次保健医療圏(島しょを除く)に地域リハビリテーション支援センターを指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援 ○地域リハビリテーション提供体制の強化 ○訪問・通所リハビリテーションの利用促進 ○地域リハビリテーション関係者の連携強化 ○若手理学療法士及び作業療法士実務研修	
○東京都リハビリテーション病院の運営を通じて、都のリハビリテーション施策の先導的な役割を担っていく。	○東京都リハビリテーション病院の運営	リハビリテーション病院の運営	東京都における医療の中核的施設として高度診療機能を備え、身体に機能障害があり、リハビリテーション医療を専門的に行う必要のある患者に、外来及び入院による医療を行うとともに、医療関係者の教育・研修やリハビリテーションの臨床研究を行う。また、災害時には、地域の医療救護活動の拠点に転換します。 なお、平成28年度から平成32年度まで指定管理者として公益社団法人東京都医師会が管理します。	東京都リハビリテーション病院 ○入院165床 ○外来120人/日 ○職員定数194人 ○診療科目:リハビリテーション科、整形外科	地域のニーズに合わせた地域連携の推進や、地域における維持期・在宅リハビリテーションの支援を行うほか、高次脳機能障害者のリハビリテーションの質の向上と関係機関等との連携を推進 ・入院患者数 55,747人/年 ・外来患者数 11,470人/年 ・病床利用率 92.3%	

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第6節 医療安全対策の推進	○医療安全対策を総合的に推進し、保健医療サービスの質の向上を支援するとともに、医療安全に対する意識の向上を図ることにより、患者・都民中心の医療を実現する。	○医療安全支援センターを活用した地域単位の医療安全対策の推進 ・政令市及び特別区に対する医療安全支援センターの設置促進 ・患者等と医療提供施設との信頼関係の構築及び病院等管理者に対する講習会等の実施	医療安全支援センター事業	地域における医療安全確保対策を推進するため、多摩地域の都保健所(5か所)、保健所設置市及び特別区に設置された各医療安全支援センター等への支援を実施するほか、「患者の声相談窓口」において、医療に関する都民からの相談に応じています。	—	○各保健所が出席する医療安全支援センター連絡会を年4回開催し、医療安全支援センターの効果について情報提供や意見交換を行うなど医療安全支援センターの設置を働きかけた  ○都の医療安全支援センターにおいて、医療安全管理者、医療機関の患者相談担当者などを対象とした研修会を実施
		○医療安全に重点を置いた立入検査の実施 ・保健所と連携し、医療提供施設に重点的・効率的な立入検査体制の整備 ・法令遵守に関する指導のみならず、医療安全対策に関する実地指導の実施	医療施設の監視指導	病院が医療法に規定する医療従事者数、構造設備などの基準を維持し、適正な管理を行っているかどうか、立入検査を実施しています。	—	病院及び有床診療所のチェックリストを見直し、その内容を保健所と情報を共有するなど重点的・効率的な立入検査体制の整備を推進。
		○医療廃棄物の適正処理のための取組 ・都の第三者評価制度認定業者の利用拡大及び電子マニフェストの活用の周知	医療施設の監視指導	病院が医療廃棄物を適正に処理しているかどうかを、立入検査にて確認しています。	—	医療法第25条第1項に基づく医療監視の際、チェックリストに基づき、電子マニフェストの活用など医療廃棄物の適正処理について指導
		○感染性廃棄物の適正処理の推進 (追跡管理システムの活用促進)	○医療機関から排出される感染性廃棄物について、都医師会主導により、「第三者評価制度」と「電子マニフェスト」を活用した追跡管理システムのスキームを構築します。	○地区医師会医療廃棄物適正処理講習会 1回 ○都医師会医療廃棄物適正処理講習会 1回	平成25年度から第三者評価制度と電子マニフェストを活用した追跡管理システムの運用を開始。都医師会と連携して、地区医師会及び都医師会医療廃棄物適正処理研修会でシステムを周知(地区医師会医療廃棄物適正処理講習会1回、都医師会医療廃棄物適正処理講習会1回)	

## 第2部各論 第2章 保健・医療・福祉の提供体制の充実

### 【主な事業】

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 健康づくりの推進 1 がんの予防	<p>○「東京都健康推進プラン21(第二次)」の総合目標である「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現に向け、その普及啓発及び推進を図る。</p> <p>○ 積極的な取組が必要な「がんの予防」「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」、「こころの健康づくり」に重点的に取り組む。</p> <p>○ 区市町村、学校等教育機関、保健医療関係団体、事業者・医療保険者、NPO・企業等の関係主体と連携し、都民の主体的な健康づくりを社会全体で支援する。</p>	<p>○がんの予防 ・科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣の実践等の普及・推進</p>	—	—	—	課ホームページへの科学的根拠に基づくがん予防法の掲載、その予防法の主な項目も盛り込んだ生活習慣病予防パンフレットを作成し、がん予防に関する正しい知識の普及啓発を実施
		<p>○がん予防・検診受診率向上事業 ○がん検診認知度向上事業</p>	<p>○区市町村が実施している5つのがん検診の受診率向上を目指し、マスメディアや関係団体等と協働して、がん予防やがん検診に関する知識の普及を図ります。また、職域におけるがん検診の実施体制整備に向けて、職域との連携を深め、職域におけるがん検診の受診率向上を目指します。 ○がん検診の認知度向上に向け、20代から30代の無関心層に対し普及啓発を行い、検診受診への意識醸成を図ります。</p>	<p>○ピンクリボンイベント 1回 ○大腸がん啓発イベント 1回 ○職場で受診機会のない女性向け啓発 ○職域連携がん対策支援事業 ○がん検診認知度向上事業</p>	<p>○区市町村、メスメディア、関係団体と連携の上、乳がん、大腸がんの啓発イベントを実施した。また、職場で受診機会のない女性をターゲットに、SNS等を活用したキャンペーンを行うとともに、保育園児の母親向けのフリーペーパーへの啓発記事掲載、大学生向けパンフレットの作成・配布を実施 ○職域向け啓発として取組企業を認定し、その取組に対し企業の実情に合った支援を実施。年度末には、特に優れた取組を行った企業を表彰するとともに、各取組企業の取組事例集を作成し、職域団体・他企業へ普及を図った ○認知度向上として、無関心層に働き掛けるため、がん検診啓発用キャラクターを作成し、LINEスタンプとして、無料配信を行うことで、検診への意識醸成を図った</p>	
		<p>○がんの早期発見 ・受診率50%を目指した個別勧奨・再勧奨等効果的な受診率向上施策の推進 ・科学的根拠に基づくがん検診の推進及び更なる質の向上支援</p>	<p>○地域の受診率・精度管理向上事業</p>	<p>がん検診事業の充実に取り組む区市町村に対し、区市町村担当者連絡会の開催や精度管理のための技術的指針を策定することで、技術的支援を行います。また、医療保健政策区市町村包括補助事業を活用し、区市町村を財政的な支援を行います。</p>	<p>○区市町村担当者連絡会 年4回 ○技術的指針 国の指針改定を踏まえ、5つのがん種別に指針を策定</p>	<p>区市町村担当者連絡会等の技術的支援、医療保健政策区市町村包括補助事業の「がん検診受診率向上事業」及び新規事業の「がん検診精度管理向上事業」により、効果的な検診受診率向上及び精度管理を一体的に取り組む区市町村の支援を実施</p>
		<p>○がん検診精度管理評価事業 ○がん検診受託機関講習会 ○マンモグラフィ読影医師等養成研修</p>	<p>区市町村が実施するがん検診について、受診促進のための取組状況や課題等を把握・分析し、地域の実態に合わせた効果的な受診率向上策を提案することで、技術的・専門的な支援を行い、区市町村におけるがん検診の一層の受診率向上を図ります。また、検診受託機関やマンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師等に対し、技術研修を行い、検診の精度管理の向上を図っています。</p>	<p>○がん検診受託機関講習会 2回 ○マンモグラフィ読影医師等養成研修 医師2回、技師2回</p>	<p>区市町村へ類型化したリーダーチャートを示し、プロセス指標の改善に向けた取組を支援するとともに、質の高い検診の実施体制の整備に向け、検診実施機関を対象とした研修、マンモグラフィによる検診従事者向けの研修を実施</p>	
第2節 健康づくりの推進 2 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防	<p>○がんを予防するための健康教育 ・あらゆる年齢層に対するがん予防に関する普及啓発・健康教育の推進</p>	—	<p>区市町村で実施した健康教育の事例を収集し、先駆的な取組を他地区に紹介するなど、情報共有を通じて推進を図ります。</p>	—	<p>区市町村のがん検診担当者を対象に区市町村が独自に取り組んでいるがん予防に関する健康教育の状況調査を実施し、その実践例を区市町村に紹介</p>	
	<p>○糖尿病・メタボリックシンドロームを予防するための生活習慣に関する普及啓発</p>	<p>糖尿病予防対策事業</p>	<p>糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事、運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、企業の健康管理担当者等を対象とした講演会や従業員の意識啓発のための映像作成により普及啓発を行い、職域における取組を支援します。</p>	<p>・企業の健康管理担当者向け講演会の実施 ・糖尿病予防啓発動画の作成 ・職域向けパンフレットの改訂</p>	<p>○特に、中小企業に勤務する働き盛り世代の従業員等向けの糖尿病予防教育動画を作成し、企業等へのDVD配布やインターネット等での放映により、都民向けリーフレットとあわせて、糖尿病に関する正しい知識の普及と理解促進に努めた  ○医療保険者及び企業担当者向けパンフレットを改訂し、医療関連団体等に配布</p>	
	<p>○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少</p>	<p>○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少</p>	<p>○糖尿病腎症による新規透析導入率の減少</p>	<p>○特に、中小企業に勤務する働き盛り世代の従業員等向けの糖尿病予防教育動画を作成し、企業等へのDVD配布やインターネット等での放映により、都民向けリーフレットとあわせて、糖尿病に関する正しい知識の普及と理解促進に努めた  ○医療保険者及び企業担当者向けパンフレットを改訂し、医療関連団体等に配布</p>	<p>糖尿病腎症による新規透析導入率の減少 21年—12.6 22年—11.3 23年—12.3 24年—12.03 25年—11.68 26年—11.45 平成22年に初めて前年より減少したが、23年には21年と同程度に増加し、24年以降は前年に比べ減少</p>	
<p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少</p>	<p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少</p>	<p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少</p>	<p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少</p>	<p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少</p>	<p>○糖尿病網膜症による失明発症率の減少</p>	



事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 健康づくりの推進 2 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防	○「東京都健康推進プラン21(第二次)」の総合目標である「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現に向け、その普及啓発及び推進を図る。  ○積極的な取組が必要な「がんの予防」「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」、「こころの健康づくり」に重点的に取り組む。	○特定健康診査実施率・特定保険指導実施率の向上	糖尿病予防対策事業(再掲)	糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事、運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、企業の健康管理担当者等を対象とした講演会や従業員の意識啓発のための映像作成により普及啓発を行い、職域における取組を支援します。(再掲)	-	糖尿病網膜症による失明発症率の減少 21年度-2.20 22年度-1.78 23年度-1.78 24年度-1.96 25年度-1.77 26年度-1.39 平成22年度に減少し、平成23年度は横ばい、24年度は増加に転じたが、25年度以降は前年に比べ減少
第2節 健康づくりの推進 3 こころの健康づくり	○区市町村、学校等教育機関、保健医療関係団体、事業者・医療保険者、NPO・企業等の関係主体と連携し、都民の主体的な健康づくりを社会全体で支援する。	○関係機関と連携した休養やストレス対処法、こころの不調に早めに気付き相談や受診につなげるための普及啓発等の実施 ・支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている者の割合の減少 ・専門家(機関)への相談が必要だと感じたときに適切な相談窓口を見つけることができた人の割合の増加	健康づくりの普及啓発(東京都健康推進プラン21(第二次)の推進)(再掲)	健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」により、都民等への健康づくりに関する情報提供やプランの普及啓発を行います。(再掲)	-	健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」に、こころの健康に関する情報を掲載(再掲)
第2節 健康づくりの推進 4 自殺対策の取組	○自殺は、その多くが防ぐことができるという考えのもと、社会全体による自殺対策の推進と普及啓発を図る。	○<一次予防>社会全体で自殺を予防するための機運の醸成(「自殺防止!東京キャンペーン」の実施など)  ○<二次予防>関係機関のネットワークの連携強化、実効性の向上(「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の強化など)	自殺防止!東京キャンペーン	自殺問題の実態や社会的取組の必要性に対する、都民、企業などの理解の促進と協力の推進のため、関係機関と連携した都民運動を展開します。	年2回	<一次予防>「自殺防止!東京キャンペーン」を年2回(9月と3月)に実施
			-	-	-	※ゲートキーパー養成レベルアップ研修については、区市町村において、一定程度のレベルアップ研修修了者を養成したため、東京都福祉保健財団への研修事業委託は平成26年度で終了
			うつ診療充実強化研修事業	重症化すると自殺に至るおそれのある「うつ病」に関する研修を実施することで、内科医などのかかりつけ医等が「うつ病」を早期発見・早期治療し、必要に応じて精神科医につなぐなど専門医療との連携により自殺の未然防止を図ります。	実施地区:13地区	地域のかかりつけ医に対する自殺の未然防止を図る「うつ診療充実強化研修(公益社団法人東京都医師会に委託)」を実施
			こころといのちの相談・支援東京ネットワーク ・相談・支援ネットワーク事業	自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図ります。	・関係機関連絡・事例検討 ・全都版リーフレット印刷(5,000部)	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の相談機関を掲載したリーフレットによる情報提供を実施
		○<三次予防>ハイリスク者対策の一層の推進(東京都自殺相談ダイヤルの実施など)	東京都自殺相談ダイヤル〜こころといのちのほっとライン〜	相談者の悩みを受け止め、問題に応じ必要な相談機関へつなぐなど、自殺に関する専門相談窓口として、「東京都自殺相談ダイヤル〜こころといのちのほっとライン〜」を実施します。	14時〜翌朝6時	自殺専用の相談電話を設置し自殺を未然に防ぐ「自殺相談ダイヤル」の実施
			こころといのちの相談・支援東京ネットワーク ・未遂者支援事業	未遂者支援事業として、救急医療機関スタッフ等を対象とした自殺未遂者への対応等に関する研修事業を実施するとともに、救急医療機関と連携した自殺未遂者支援体制の構築を行います。	救急医療機関と精神科病院・クリニック等の調整等(365日)研修実施(2回)	○救急医療機関に搬送又は受診された自殺未遂者について、精神科医療機関や地域の支援機関に繋ぎ、自殺の再企図の防止を図る「東京都こころといのちのサポートネット」を実施 ○救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対する基本的な対応について、医療スタッフ等を対象に研修を実施(2回)
			若年層対策事業(こころといのちの相談・支援東京ネットワーク)	若年層の自殺防止を図るため、若年層の自殺者に占める割合が高い大学生等を対象とした講演会を実施します。	若年層対策セミナー	若年層の自殺者に占める割合が高い大学生等を対象に自殺防止に関する講演会を実施
			遺族支援対策事業(こころといのちの相談・支援東京ネットワーク)	遺族が必要とする支援の相談窓口等について適切な情報提供を行います。	遺族支援リーフレットの作成(20,000部)	自死遺族が必要とする相談窓口についての情報提供を実施 ○遺族支援リーフレットの作成(20,000部)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第3節 母子保健・子供家庭福祉	<p>○母子保健事業の実施主体である区市町村に対して、広域的・専門的・技術的支援を行い、都内全域の母子保健サービスの向上を図る。</p> <p>○妊産婦・乳幼児の心身の健康・育児等の係る相談体制を整備する。</p> <p>○医療機関や児童福祉分野との連携を強化しながら、虐待発生の未然防止及び要支援家庭の早期発見・支援に努める。</p>	○各種健診の受診率の向上及び未受診者対策の強化	妊婦健康診査受診促進事業	早期の医療機関受診と妊娠の届出及び妊婦健康診査の定期的な受診を促すとともに、相談窓口を効果的に周知することで悩みを抱える妊婦を適切な支援に結びつけます。	パソコン及びスマートフォンのウェブサイトにて広告を掲載し、JRトレインチャンネルの放映を行う	○パソコン及びスマートフォンのウェブサイトへ広告掲載を行い、11月から3月末までの半年間で約1,320万回広告を表示 ○妊婦健康診査(第1回)受診率は、平成27年度90.9%
		○「母と子の健康相談室」(小児救急電話相談)の確実な実施	「母と子の健康相談室」(小児救急相談)	母子の健全な育成を図るとともに、母と子の健康に関する不安や悩みを身近なところで解消し、小児初期救急の前段階で安心を確保します。	相談事業の確実な実施	「母と子の健康相談室」(小児救急相談)実績は、平成27年度 36,903件(うち小児救急相談分 32,899件)
		○要支援家庭の早期発見・支援に取り組む区市町村の確保(平成29年度 全区市町村)	要支援家庭の早期発見・支援事業(子供家庭支援区市町村包括補助事業)	ほぼ全数の母子と接触し、心身の状態を専門的に把握する母子保健事業を活用して、要支援状態にある母子を早期に把握するとともに、適切な支援につなげて虐待の未然防止を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助事業のメニューとして実施	要支援家庭の早期発見・支援事業の包括補助実績は、平成27年度 29区市町村 ※平成20年度の調査結果では、全ての区市町村が何らかの取組を実施
		○子供家庭支援センターの設置促進・機能充実(平成24年5月1日現在、59区市町村で設置。うち、児童虐待に対応する先駆型子供家庭支援センターは、52区市町村で実施)	子供家庭支援センター事業補助(子供家庭支援区市町村包括補助事業)	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	子供家庭支援区市町村包括補助事業のメニューとして実施	子供家庭支援センターの設置数は、平成28年3月31日現在、60区市町村で設置(うち、児童虐待に対応する先駆型子供家庭支援センターは、53区市町村で実施)
		○院内虐待対策委員会設置病院の拡充(平成23年度、57病院で設置)	医療機関における虐待対応力強化事業	児童虐待の予防・早期発見のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、虐待発見の視点や方法、関係機関との連携等に向けた判断力・対応力強化の支援を行います。	○院内虐待対策委員会の立上げ等支援のための研修及び連絡会の実施 ○医療機関における虐待対応力向上を目指す研修の実施	院内虐待対策委員会設置病院の設置数は、平成27年度 76病院
第4節 学校保健	○学校保健活動を一層充実し、児童・生徒の心とからだの健康づくりを推進することにより、児童・生徒の「生きる力」を育む。	○全校で学校保健委員会を設置運営(平成23年度93.3% ⇒平成29年度100%)	-	学校保健関係者による学校保健委員会の設置及び活性化を進め、児童・生徒の心とからだについて健康と安全の確保に努めます。	-	平成27年度学校保健委員会設置率99.7%
第5節 高齢者保健福祉施策	○高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「東京都高齢者保健福祉計画」に基づき、保健、医療、福祉、住まい、地域における支え合いに関する取組を連携して進めることにより、「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。	○介護基盤の整備促進と介護人材の確保等の取組 ・特別養護老人ホームの整備(平成24年度末見込み40,497人⇒平成26年度末45,516人) ・訪問看護(介護予防を含む。)の充実(平成24年度末見込み2,491千回/年⇒平成26年度末 2,815千回/年) ・認知症高齢者グループホームの整備(平成26年度末10,000人)	特別養護老人ホーム等整備費補助	区市町村及び社会福祉法人等が行う、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム等の整備に要する費用の一部を補助することにより、その整備を促進し、老人福祉の向上を図ります。	27年度目標 45,016人	特別養護老人ホームの整備(平成27年度末 43,885人)
		認知症高齢者グループホーム緊急整備	認知症高齢者が専門的なケアを受けながら家庭的な環境の中で暮らしていけるよう、都独自の促進策により、引き続き整備を進めます。	27年度目標 9,971人	認知症高齢者グループホームの整備(平成27年度末 9,896人)	
		訪問看護ステーション施設整備費補助	継続的・安定的な運営が可能な訪問看護ステーションの設置促進のため、介護老人保健施設に併設される訪問看護ステーションの整備について、補助を行います。	7か所	訪問看護ステーションの整備 27年度補助実績 5か所	
		訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業	訪問看護ステーション運営の安定化・効率化や経営基盤の強化を支援するため、個別相談会による支援を行います。	53事業者	○平成25年度より、事業実施 ○平成27年度は、52事業者に個別相談を実施	

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第5節 高齢者保健福祉施策	○高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「東京都高齢者保健福祉計画」に基づき、保健、医療、福祉、住まい、地域における支え合いに関する取組を連携して進めることにより、「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。	○訪問看護人材確保育成事業の実施	訪問看護人材確保育成事業(下記5事業より構成) ①地域における教育ステーション事業 ②管理者・指導者育成事業 ③認定訪問看護師資格取得支援事業 ④訪問看護人材確保事業 ⑤訪問看護推進部会	①訪問看護認定看護師相当の指導者が配置され育成支援のできる訪問看護ステーションを教育ステーションに指定し、地域の小規模事業所のニーズに応じた同行訪問等による指導・助言を行うことにより、地域の訪問看護人材の育成支援を行います。 ②人材育成も含めた人的資源管理、経営的にも安定した事業所運営を行える管理者を育成するとともに、管理者同士のネットワーク構築の推進を図るため、管理者等に対する研修を実施します。 ③訪問看護の実践と相談・指導ができる看護師の育成を支援し、労働意欲の向上、定着の促進、訪問看護師全体の質の向上を推進するため、訪問看護分野の認定看護師資格取得に係る経費に対し、補助を行います。 ④都民や看護師等に訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、講演会等を実施します。 ⑤訪問看護の推進に向けた取組について、中・長期的な対策を含め、多角的・総合的に検討を行います。	①都内9ヶ所 ②350名 ③17名 ④年1回 ⑤年4回	平成25年度より、訪問看護人材確保育成事業として下記の各事業を実施、予定どおり執行 ①地域における教育ステーション事業 平成27年度は9事業所を指定 ②管理者・指導者育成事業 管理者向け研修の実施(平成27年度は6回270名修了) ③認定訪問看護師資格取得支援事業 14名分補助実施 ④訪問看護人材確保事業 訪問看護フェスティバルの開催(年1回) ⑤訪問看護推進部会 在宅療養推進会議の部会として訪問看護推進部会を設置し、訪問看護の推進に向けた検討を行った(年3回)
			福祉人材の確保・定着モデル事業	事務職員の配置のない訪問看護ステーションが、看護職員の事務負担軽減のために新たに事務職員を雇用する場合、事務職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。	継続22事業所 新規7事業所	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は、新規19事業所、継続5事業所へ補助を実施
			訪問看護師勤務環境向上事業	訪問看護ステーションが、現に雇用する訪問看護師の資質向上を図るため、事業所等が策定する研修計画に基づき当該訪問看護師を研修等に参加させる場合において、必要な代替職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。	65事業者	○平成26年度より、事業実施 ○平成27年度は1事業者に対して補助
			訪問看護師定着推進事業	訪問看護ステーションが、勤務する訪問看護師のワークライフバランスが取れた働き方を可能とする働きやすい職場環境の整備を行い、現に雇用する訪問看護師が産休・育休・介休を取得する場合において、必要な代替職員の雇用に係る経費に対し、補助を行います。	24名	○平成26年度より事業実施。 ○平成27年度は6名に対して補助
	○高齢者が「地域社会を支える担い手」として、地域とのつながりを持ちつつ、自主的にかつ継続して活躍できるよう、環境整備や仕組みづくりを進める。	○シルバー交番設置事業(平成24年度末見込み 37地区 ⇒平成26年度末70地区)	高齢者見守り相談窓口設置事業(平成27年度～事業名変更)	高齢者の在宅生活の安心・安全を提供するために、高齢者やその家族等からの相談を受けたり、地域と連携して高齢者の見守り等を行う窓口の設置を支援します。	70地区	平成27年度は17区市町(63地区)での実施
第6節 障害者施策 1 障害者施策の推進	○障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域居住の場や日中活動の場等、障害者の地域生活基盤を整備する。	○地域生活を支える基盤の整備促進の取組 ・「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により、障害者の地域生活を支える基盤を整備(平成26年度まで)	障害者(児)施設整備助成(重点的整備)	「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により、設置者負担の2分の1を特別に助成します。	平成26年度末計画 [平成24年度からの累計]  ○地域居住の場の整備 1,600人増 ○日中活動の場 3,000人増 ○在宅サービスの充実(ショートステイ) 210人増	平成26年度末定員増数 [平成24年度からの累計]  ○地域居住の場の整備 1,812人増  ○日中活動の場 6,979人増  ○在宅サービスの充実(ショートステイ) 135人増
			地域移行促進コーディネート事業	入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、施設入所者の地域生活への移行を促進します。	入所施設からの地域生活移行者数 平成26年度末まで 2,204人 [平成17年10月からの累計]	入所施設からの地域生活移行者数 平成26年度末まで 1,325人 [平成17年10月からの累計]  ※入院中の精神障害者の地域生活への移行についての取組状況は、「精神疾患医療の取組」による
	○施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するために、移行支援と定着支援の充実や、安定した地域生活を支える体制整備を図る。	○地域生活への移行の仕組みづくりの取組 ・地域移行に関する普及啓発や移行後の地域生活を支える体制整備を推進し、地域生活への移行を促進	障害者地域生活移行・定着化支援事業(障害者施策推進部区市町村包括補助事業)	地域生活への移行を希望している重度の入所施設利用者等が、希望する地域でサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、相談援助等の支援を行います。		

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第6節 障害者施策 1 障害者施策の推進	○施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するために、移行支援と定着支援の充実や、安定した地域生活を支える体制整備を図る。 (再掲)	○地域生活への移行の仕組みづくりの取組 ・地域移行に関する普及啓発や移行後の地域生活を支える体制整備を推進し、地域生活への移行を促進 (再掲)	精神障害者地域移行体制整備支援事業	○精神科病院に入院している精神障害者が、円滑に地域移行を図るための体制及び安定した地域生活を送るための体制を整備するとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進を図ります。	○精神障害者地域移行促進事業 ○グループホーム活用型ショートステイ事業 ○地域生活移行支援会議 ○人材育成事業	入所施設からの地域生活移行者数 平成26年度末まで 1,325人 [平成17年10月からの累計]  ※入院中の精神障害者の地域生活への移行についての取組状況は、「精神疾患医療の取組」による (再掲)
			精神保健福祉士配置促進事業	○医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画の作成、退院支援委員会の開催など、医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行います。	○精神病棟入院基本料もしくは精神療養病棟入院料を算定する病棟において専属で従事する精神保健福祉士の人件費補助 ※国公立病院、大学病院、総合病院を除く。 ※精神保健福祉士配置加算を算定していない病院に限る。	
			精神障害者早期退院支援事業	○医療保護入院者へ地域援助事業者等を紹介し、本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会等への地域援助事業者等の出席依頼など、地域援助事業者等との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対して支援を行います。	○地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整費等の補助 ○退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務経費等の補助	
	○障害者が当たり前になれる社会を実現するため、福祉施設から一般就労への移行を促進する。	○一般就労に向けた支援の充実・強化の取組 ・区市町村障害者就労支援事業により、一般就労への移行を促進	区市町村障害者就労支援事業 (障害者施策推進部 区市町村包括補助事業)	障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、安心して働き続けられるよう、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、就労面と生活面の支援を一体的に提供します。	区市町村障害者就労支援事業による一般就労への移行者 平成26年度 1,500人	区市町村障害者就労支援事業による一般就労への移行者 平成26年度 1,759人
第6節 障害者施策 2 重症心身障害児(者)施策の推進	○重症心身障害児(者)の在宅での療育体制の充実を図る。	○在宅重症心身障害児(者)の療育体制の充実 ・在宅療育支援体制や通所施設等の整備を促進	重症心身障害児在宅療育支援事業	在宅の重症心身障害児(者)の家庭に看護師等を派遣し、看護技術の指導や療育相談を行います。また、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を行うとともに、研修の実施等により地域の訪問看護師のレベルアップを図るなど、重症心身障害児の支援の充実を図ります。	○訪問看護 11,400件 ○訪問健康診査 57件 ○訪問看護師等育成研修 3回 ○訪問実習 50回 ○地域連携会議 12回	重症心身障害児在宅療育支援事業として、下記の事業を実施 平成27年度実績 ○在宅重症心身障害児(者)訪問事業 訪問看護 延 11,270件、訪問健康診査 19件 ○在宅療育相談事業 在宅療育相談 延 2,466件 ○訪問看護師等育成研修事業 基礎編 延 189人、 レベルアップ編 延 206人、 在宅移行編 94人、訪問実習 56人 ・在宅療育支援地域連携事業 地域連携会議 12回
			重症心身障害児(者)通所運営費補助事業	在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、療育を実践するため、都が区市町村を通じて通所施設における適切な療育環境の確保を図ります。	障害者・障害児地域生活支援3か年プラン 平成27年度～平成29年度の3か年で定員130人増	重症心身障害児(者)通所事業所の整備 平成27年度末現在 44事業所 定員590人 ※「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」 平成27年度末定員増数 38人
			○重症心身障害児(者)通所委託(受入促進員配置) ○重症心身障害児(者)短期入所(受入促進員配置)	民間の医療型施設及びショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図ります。	通所受入促進員 17,403人  短期入所受入促進員 9,922人	超重症児等受入促進員の配置 平成27年度 通所受入促進員 7施設 延 16,753人 短期入所受入促進員 7施設 延 9,310人
			○高い医療ニーズに対応できるよう、都立重症心身障害児施設の改築等に向けた取組を着実に進めていく。	○重症心身障害児(者)施設の改築等 ・府中療育センターの改築	府中療育センター改築工事	開設から築40年以上が経過し、老朽化・狭隘化が著しいことから、施設の建て替えを行います。

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第7節 歯科保健医療	○「東京都歯科保健目標 いい歯東京」の達成に向けた取組を進める。	○生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの達成	歯科保健対策推進協議会	東京都歯科保健目標「いい歯東京」の評価や事業実施内容を協議するとともに、東京都歯科保健目標達成度調査の評価をもとに、追加調査等を実施します。	○歯科保健対策推進協議会の開催(2回) ○歯科保健対策推進協議会歯科保健目標検討評価部会の開催(2回) ○東京都歯科保健目標「いい歯東京」追加調査の実施	○歯科保健対策推進業議会の開催(1回) ○歯科保健対策推進協議会歯科保健目標検討評価部会の開催(3回) ○「東京都歯科保健目標「いい歯東京」達成度評価追加調査」及び「大学における歯科保健に関する調査」の実施
			8020運動推進特別事業	8020運動のより一層の普及啓発と歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことにより、都民の歯と口腔の健康づくりを推進します。	食育支援講習会の実施(2回)	食育支援講習会の実施(2回)
	○「かかりつけ歯科医」の定着・促進を推進するとともに、歯科医師会と協力して区市町村の歯科医療連携を支援していく。	○かかりつけ歯科医機能の推進	周術期口腔ケア体制基盤整備事業	周術期の口腔ケアの重要性について患者や家族への普及啓発や専門的知識・技術を持つ歯科医師等を養成するなど、がん患者等の周術期口腔ケアの普及・推進を図ります。	○研修会の実施(2回) ○モデル事業の実施(2病院)	○研修会の実施(2回) ○モデル事業の実施(2病院) ○リーフレット、ポスターの作成
○在宅療養に対応するため、医科歯科連携を推進する。	○在宅療養の積極的な推進	8020運動推進特別事業	8020運動のより一層の普及啓発と歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことにより、都民の歯と口腔の健康づくりを推進します。	患者数 16,864人	○患者数 18,344人 ○研修受講者数 1,154人	
		在宅歯科医療設備整備事業	在宅歯科医療の普及向上のため、在宅歯科医療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備の整備を行います。	在宅歯科医療研修会の実施(3回)	在宅歯科医療研修会の実施(3回)	
		摂食嚥下機能支援推進事業	地域特性に適応した摂食嚥下機能支援事業の取組を推進するため、市域における摂食嚥下機能評価医及びリハビリテーションを担うメディカルスタッフを育成します。	設備整備補助の実施(30施設)	設備整備補助の実施(18施設)	
第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策 1 難病患者支援・原爆被爆者援護対策	○難病患者の負担軽減と治療研究の推進を図るため、医療費助成を継続する。 ○在宅難病患者の地域における生活を支えるため、保健・医療・福祉の連携と充実を図る。 ○原爆被爆者の健康保持と福祉の向上のため、総合的な援護対策を行う。	難病医療費等助成	難病等は、その性格上、長期の療養を要し、多額の医療費を必要とするため、患者・家族の経済的な負担の軽減を図っています。 なお、平成26年に成立した難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、平成27年1月1日から同法に基づく新たな難病医療費助成制度を実施するとともに、国制度に準じた都独自の難病医療費助成制度を実施しています。	認定患者数 177,714名	新制度の開始に伴い、認定手続が円滑に進むようコールセンターを設置するなど、患者からの問合せへの対応を強化  難病患者に対する医療費助成制度の法制化及び対象疾患の拡大に伴い、患者、医療機関等への周知、対象疾病の診断を行う医師や治療を行う医療機関の指定等を行うとともに、認定手続が円滑に進むよう審査体制を見直し  平成27年度末認定患者数 120,442名	
		在宅難病患者一時入院事業	在宅難病患者が、家族等の介護者の疾病・事故等の事由により、介護が受けられなくなった場合に入院できるよう、都が契約医療機関と契約し、空床を確保します。	平成27年度には6月1日に1床、7月1日に1床増床し、20病床を確保することで、合計14病院20床を確保	在宅療養支援体制の充実 ○国の難病対策の改革の動向を踏まえ、現行事業の課題整理等を専門家で構成されるワーキングでの検討等を実施 ○病床利用がほぼ満床になっていた在宅難病患者の一時入院病床の充実を図るため2床の増床を実施	
		原子爆弾被爆者援護対策	○被爆者及び被爆者の子の健康の保持と福祉の向上のため、被爆者及び被爆者の子に対する健康診断、被爆者に対する医療の給付、各種手当などの支給及び健康指導や被爆者の子に対する医療費の助成を実施しています。	○被爆者健康手帳所持者見込数(被爆者) 5,806人 ○健康診断受診者票所持者見込数(被爆者の子) 7,473人	○平成27年度末の被爆者健康手帳所持者数 5,758人 ○平成27年度末の健康診断受診者票所持者数 7,458人	

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策 2 ウイルス肝炎対策	○潜在する感染者を早期発見し、適切な治療に結びつけることで、肝がんの発生防止を目指す。 ○肝炎ウイルス検査の実施体制及び医療体制の整備、医療費の助成など総合的なウイルス肝炎対策を実施していく。	○肝炎ウイルス検査の実施体制の整備 ○肝炎診療ネットワークの充実 ○医療費助成の実施 ○肝炎患者等に対する支援や情報提供の充実	肝炎ウイルス検査受検奨励等事業	肝がんへ進行する可能性のあるウイルス性肝炎について、感染者を早期に発見し、適切な治療につなげるため、東京都肝炎対策指針に基づき、肝炎ウイルス検査の実施や普及啓発に取り組めます。	職域向けチラシ94,000箇所配布	○医療保健政策区市町村包括補助事業の当事業を活用し、区市町村の住民に対する知識の普及啓発や未受検者への受検勧奨の取組を支援 ○職域に向けたチラシを作成し普及啓発を実施
			肝炎診療ネットワーク整備事業	地域における医療連携を更に充実させ、医療水準の向上及び肝疾患診療の均てん化を図るとともに、適切な医療情報の提供により、肝炎患者等が適切な診断と治療を受けることができる体制を整備します。	肝炎診療ネットワークの充実 ○肝疾患診療連携拠点病院による医療従事者研修会の実施(年6回) ○拠点病院等連絡協議会の実施(年1回) ○肝疾患相談センターにおいて、患者や家族等に対する相談支援を実施(2箇所) ○肝疾患診療連携拠点病院による患者講演会の実施(年2回) ○患者サロンの実施(年12回) ○肝炎健康管理手帳の作成 ○職域向け研修会の実施(年2回)、職域コーディネーターの養成(24人)	
			B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	B型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療、B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を行う者を対象として、医療費の一部を助成し、患者の経済的負担の軽減により早期治療の促進を図ります。	医療費助成の実施 ○インターフェロン1,908人 ○核酸アナログ製剤5,724人	医療費助成の新規認定数 ○インターフェロン299人 ○インターフェロンフリー7,666人 ○核酸アナログ製剤5,632人(更新含む)
			肝炎重症化予防推進事業	肝炎ウイルス検査で陽性となった者等に精密検査費用を助成することにより、早期の治療につなげ、重症化を予防します。	検査費用助成 ○初回精密検査1,548人 ○定期検査2,016人	検査費用助成 ○初回精密検査197人 ○定期検査21人
第8節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策 3 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策	○必要な血液を確保するため、献血に関する普及啓発を図る。 ○医療機関における血液製剤の適正使用を推進するとともに安全対策の充実を図る。 ○臓器移植医療に関する都民の理解を深めるため、情報提供や普及啓発に努める。 ○骨髄ドナー登録を推進するため、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植に関する知識を都民に周知する。	○献血キャンペーンや献血セミナーの実施等による普及啓発 ○臓器提供意思表示カードの普及 ○骨髄移植等に関するドナー登録の推進	血液対策	○10代、20代の若年層を中心とした献血の普及啓発等を行います。  ○医療機関における血液製剤の適正使用のより一層の推進を図るため、血液製剤を使用する医師等の医療関係者に対して講演会等を開催します。	○献血キャンペーン実施 ・夏季 7月 ・冬季 1～2月 ・春季 3月  ○適正使用アドバイス実施 10回	○献血者が減少する時期(夏季、冬季及び春季)に、広報等を実施し、普及啓発及び血液の確保を図った  ○9月～12月に輸血療法研究会の実施、適正使用アドバイス事業を実施(14医療機関)により、医療機関の適正使用の推進、安全対策の充実を図った  ○輸血療法委員会の設置状況(H27末) 197医療機関(100床以上)中、191医療機関に設置(設置率97%)
			臓器移植対策	○都民に臓器提供意思表示カード付リーフレットを配布し、普及・啓発を行うとともに、臓器提供医療機関などに連絡調整を行う東京都臓器移植コーディネーターを設置します。	○普及啓発実施 臓器移植推進月間 10月  ○都臓器移植コーディネーター設置 2名	○臓器移植推進月間(10月)を中心に「臓器提供意思表示カード」の配布等を行い、臓器移植に関する情報を広く都民に周知し、移植医療の推進を図った  ○コーディネーター2名を継続設置
			骨髄移植対策	○骨髄バンク推進月間を中心に、骨髄移植に関する情報を広く周知し、骨髄提供登録の拡大・協力を呼びかけるとともに、多摩地域の都保健所においてドナー登録受付を実施します。	○普及啓発実施 骨髄バンク推進月間 10月  ○骨髄ドナー登録受付 5カ所	○骨髄バンク推進月間(10月)を中心にパンフレットの配布等を行い、骨髄移植に関する情報を広く都民に周知するとともに、都内5保健所での骨髄ドナー登録受付を実施し、登録者の確保を図った

## 第2部各論 第3章 健康危機管理体制の充実

### 【主な事業】

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第1節 健康危機管理の推進	○新型インフルエンザなど新興感染症の脅威や、青少年を中心とした違法(脱法)ドラッグの乱用、食の安全の脅威をはじめとする様々な健康危機から都民を守るため、機能強化した健康安全研究センターを技術的拠点として、地域における健康危機管理の拠点である保健所と連携しながら、健康危機管理の更なる推進を図る。	○健康安全研究センターによる取組 ・危機発生時における実地疫学調査チームの現地派遣とWeb会議の活用 ・放射性物質の測定結果など適切な情報提供 ・専門職研修の充実	—	集団感染発生時などに保健所からの要請に応じて、実地疫学調査チームを派遣するなど、保健所の対応を支援しています。	—	健康安全研究センターを核とした取組の推進 ○集団感染発生時などに保健所からの要請に応じて実地疫学調査チームを派遣して対応を支援(平成27年度実績) ・現地派遣 2件 ・対策会議への出席 16件 ○Web会議について都内全保健所に導入 Web会議を活用し、都内各保健所に感染症 疫学情報等を提供(週1回) ▽放射性物質の測定結果を、健康安全研究センターのホームページにおいて日英2か国語で情報提供 ○健康安全分野に携わる専門職種に対する研修の見直し
第2節 感染症対策	○新型インフルエンザをはじめとする振興・再興感染症の流行に備え、地域医療体制を強化する。	○新型インフルエンザに対応する保健医療体制の強化と医療資器材等の備蓄	新型インフルエンザ対策	新型インフルエンザや同様の影響を及ぼすおそれのある新感染症の発生に備え、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、これまでの行動計画を見直した「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成25年11月に策定し、発生情報の早期把握、地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、健康危機管理の観点から対策を行っています。	○東京都感染症医療体制協議会を開催 ○地域医療体制整備に向けた医療機関向け研修会の実施 ○都民向け普及啓発の実施 ○抗インフルエンザウイルス薬及び医療資器材の備蓄並びに適切な管理(使用期限到来済み個人防護具の廃棄及びそれに伴う必要数の購入を含む)	○感染症診療協力医療機関を82か所指定 ○感染症入院医療機関を197か所登録 ○東京都感染症医療体制協議会を開催(年1回) ○BCP作成及び感染症患者発生時の院内感染防止に向けた研修会の実施(平成27年度は区部、多摩部各1回実施) ○都民向け普及啓発の実施(平成27年度:ポスター 約45千部リーフレット約95千部を都内保育施設、幼稚園、小学校及び医療機関等都内約7,300箇所へ配布、掲示。スマートフォン向け動画サイトを開設し、インフルエンザに関する情報や正しい手洗い方法を啓発する動画を提供。都内主要鉄道駅にポスターを掲出(12月上旬から2週間程度)。) ○抗インフルエンザウイルス薬(タミフル、リレンザ)を都民の60%相当分備蓄済 ○個人防護具をはじめ、必要な医療資器材を備蓄済
	○「東京都感染症予防計画」に基づき、食品や動物など様々な分野・機関との連携を強化した取組を進める。	○感染症の流行状況・予防対策等の情報提供の充実(発生動向調査、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム)	感染症発生動向調査	感染症に関する情報を迅速に収集、解析し、その結果を医療関係者等への確に提供・公開することにより、必要な予防対策を講じ疾病のまん延を防止します。	小児科定点:264 内科定点:155 眼科定点:39 基幹定点:25 性感染症定点:55 疑似症定点:443	感染症発生動向調査 ○コンピュータを用いたオンライン報告の確認による流行状況の監視 ○病原体定点医療機関からの検体搬入、集団感染発生時の検体確保及び菌株の確保により、流行株等の早期把握を実施 ○感染症週報を発行し、都内の感染症発生情報の分析結果を、都民や医療関係者等へ提供・公開
			感染症健康危機管理ネットワーク	感染症指定医療機関、保健所都の感染症対策に携わる諸機関及びアジア感染症対策プロジェクト参加の12都市間を結ぶ情報ネットワークを構築し、感染症に係る情報収集・分析機能を強化することにより、感染症危機管理能力の向上を図ります。	システム保守及び改修	感染症健康危機管理情報ネットワークシステム ○オンラインシステムにて健康安全研究センターへの検査依頼及び結果通知等の迅速な検査対応を実施(関係保健所への情報提供含む。) ○大きな流行が見られる疾患や注意が必要な疾患についてまとめた感染症通信を発行し、各保健所への情報提供 ○流行中の疾患について流行状況一覧を作成・公開 ○集団感染等の発生が見られた保健所の協力の下、流行状況・対応経過について、各保健所への情報提供を実施

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 感染症対策	○世界的な規模で発生が懸念される感染症に、アジア大都市及び国内の関係機関との連携により対応していく。	○アジア感染症対策プロジェクトにおける人材育成、共同調査研究の実施	アジア感染症対策プロジェクト(共同調査研究事業等)	(アジア感染症対策プロジェクト)新たな感染症の発生時に、アジアの大都市間で直接情報の交換を行い、感染症に対する迅速な対応を可能にするため、平常時から共同調査研究等を通じた各都市の経験・ノウハウの共有化や人材育成に取り組んでいます。 (共同調査研究) アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の話題を共同で研究し、各都市の対策に活用します。 (海外派遣研修) 医師等の専門職を熱帯感染症の診療や研究で実績のある海外の機関に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、感染症発生時の対応力の強化を図っています。	・共同調査研究会議1回 ・海外派遣研修(12日間)6名	アジア感染症対策プロジェクト ○27年度はHIV/エイズに係る外国人対応をテーマとした共同調査研究の実施を決定 ○バンコクのマヒドン大学熱帯医学部に都内医療機関、保健所の医師、看護師、保健師6名を派遣 (アジア大都市感染症対策海外派遣研修→都内の感染症対策従事者の人材育成)
	○全国平均に比べ、罹患率が高い東京の結核の克服に向けて、対策を一層強化する。	○「東京都結核予防推進プラン」に基づく結核対策の強化	結核対策特別促進事業	事業者や市町村などが実施する結核の定期的健康診断・予防接種に加え、患者に対する療養支援や医療費の公費負担、患者の家族等接触者に対する健康診断など、法律に基づいた対策を実施しています。 また、結核発生動向を迅速に収集・解析し、その結果を都民や医療関係者などに公表するとともに、結核に関する正しい知識の普及に努めています。	・通訳派遣200件 ・結核予防講演会8回	○「東京都結核予防推進プラン」に基づく結核対策の実施 ○外国人結核患者への通訳派遣 ○結核予防講演会の開催 ○保育施設・幼稚園及び学習塾等を対象とした結核対策の手引作成 ○医療機関・施設向け結核対策の手引き作成
			結核地域医療ネットワーク推進事業	地域連携パスノートを用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、保健所・医療機関・薬局などが一体となって、結核患者の発病から治癒まで、DOTS(直接服薬確認療法)を推進し、治療を中断しないよう支援する体制を確立します。	・講演会2回 ・DOTS支援員の派遣 120日×5保健所	○デインジャーグループ向け講演会の開催 ○DOTSに携わる人材の育成、確保 ○地域連携パスノートを都内全域に順次拡大 ○ノート外国語版の作成(8か国語) ○地域連携パスノートを活用したDOTSの推進
	○若者、働く世代に感染者が多いHIV/エイズ・性感染症対策について、保健所をはじめ、学校関係者や民間団体等、地域と連携した体制づくりを進める。	○利用しやすいHIV検査体制の整備とHIV陽性者の様々な医療ニーズに対応する診療体制の整備	普及・啓発活動の強化	感染拡大防止と、HIV感染者・エイズ患者が安心して生活できる社会の実現に向けて、効果的な普及啓発活動を展開する。 若者のピア・エデュケーターが同世代の若者にエイズに関する情報や命の大切さを伝えるピア・エデュケーション事業の実施や、エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」を核とした若者や特定非営利活動法人等との連携の強化などにより、対象者層に応じた効果的な予防啓発活動を進めています。	—	エイズ啓発拠点事業の実施 (東京都エイズ啓発拠点「ふぉー・ていー」の運営、繁華街における若者向け啓発イベントの実施)  ○ピアエデュケーターの養成 44人 ○ピアエデュケーターの派遣 34回 ○インターネット啓発番組の配信 4回
		相談・検診体制の充実	都民が利用しやすい電話相談体制を構築し、相談者のエイズに関する不安の解消を図っています。同時に、保健所、東京都南新宿検査・相談室及び多摩地域検査・相談室において匿名無料のHIV検査を実施し、感染の早期発見を促します。	—	○多摩地域検査相談室で、土曜日にHIVの迅速検査を実施 ○南新宿検査・相談室では、平日夜間のHIV検査を実施すると同時に、水曜日と土曜日には梅毒検査も実施。また、性器クラミジア及び淋菌の検査も臨時で実施  ○東京都のHIV検査件数 25,347件(平成27年度)	
		医療体制の整備	HIV感染者・エイズ患者の医療需要に適切に対応するため、診療協力病院を確保し、医療体制を整備します。	—	エイズ診療拠点病院等による診療体制の整備 ○東京都エイズ診療拠点病院 44病院 ○東京都エイズ診療連携病院 9病院	
		療養支援体制の整備	保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、HIV感染者・エイズ患者への在宅での療養を支援する体制を整備するとともに、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保します。	—	エイズ診療拠点病院等によるHIV陽性者に対する療養支援体制の整備  ○エイズ専門相談員の派遣 2,388件(相談員6名)	



事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第3節 医薬品等の安全確保	○医薬品や医療機器等の製造業者・製造販売業者が、適切な品質・製造管理、安全情報管理するよう指導・支援し、医薬品等の安全確保を図る。	○監視指導の国際的標準化に対応した内部監査システムの適切な運用と監視指導の質の向上	—	—	—	○調査員等教育訓練計画に従い、4月に新任・復帰研修、8月と10月に継続研修を実施し、調査員の資質及び監視指導の質の向上を図った ○マネジメントレビューや自己点検の結果等を踏まえ、東京都GMP/QMS調査手順書に関連する細則を制定及び改訂  これらを通じて、監視指導の国際的標準に対応した品質管理監督システムの構築と適正な運用を図った
	○医薬品・医療機器に関する安全情報や薬局の機能情報を都民へ分かりやすく提供する環境を整備し、医薬品等の安全かつ適正な使用を確保する。	○薬局機能情報提供システムの適切な運用と消費者への安全確保、適正使用の推進	薬局機能情報提供システムの運営	医薬品医療機器等法に基づき、医療を受ける方が適切な選択ができるよう、都内の薬局に関する様々な情報を都が報告を受け、ホームページにて提供しています。	○システムの運用・保守	○平成26年8月に“ひまわり”と“t-薬局いんふお”のTOPページの統合を行い、都民の利便性向上を図った  ○訪日外国人増に対応し、“t-薬局いんふお”の英語表記サイトを作成  ○平成27年度の“t-薬局いんふお”のインターネットアクセス数は208,167件(平成26年度156,411件)
	○「東京都薬物の濫用防止に関する条例」に基づき、薬物乱用対策を拡充し、都民が安全かつ安心して暮らすことができる社会の実現を図る。	○実態把握・指導取締・普及啓発の充実強化による薬物乱用防止対策の推進  ○違法(脱法)ドラッグ対策の充実を図り、市場から未規制薬物を迅速に排除	危険ドラッグ対策	危険ドラッグの乱用防止を図るため、①国内未流通薬物を含めた迅速な知事指定による規制の強化、②東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく立入調査等の監視指導の強化、③インターネットや動画を活用した普及啓発の強化の3本柱を軸に対策を行っています。	○未規制薬物の知事指定による規制  ○試買調査、ビッグデータ解析等監視指導  ○普及啓発に関する動画作成、放映等 ○WEBサイトの運用 ○若者参画型普及啓発活動実施	○未規制薬物(27成分)について、東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき、知事指定薬物に指定するとともに国等に情報提供し、広域的な規制に繋げた  ○国等と連携し合同立入調査を集中的に行うことにより、都内店舗数が0となった ○しかし、販売方法がインターネットを利用したものに移行するなど多様化・潜在化しているため、引き続き監視指導の強化を実施  キーワード連動広告・警告表示等のITツールを活用した情報提供や注意喚起、人気アニメとコラボした動画を作成し、街頭ビジョン・車内広告などで放映を行うなど、若い世代の目に止まる方法での効果的な啓発を実施
第4節 食品の安全確保	○「東京都食品安全推進計画」に基づき、食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。	○食品安全推進計画(5か年計画:平成22年度～平成26年度)の推進と検証 ・平成24年度(計画の中間年度):食品安全推進計画の進捗状況を都民に公表 ・平成25年度～平成26年度:今期計画の検証と次期計画策定	—	—	—	食品安全推進計画 ○平成26年2月、東京都食品安全審議会に計画(22年度～26年)の改定について諮問、同年10月答申 ○平成27年2月、食品安全推進計画を改定(計画期間:27年度～32年度)し、同計画に基づき食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進 ○平成27年8月、東京都食品安全審議会に22年度～26年度計画の取りまとめ及び27年度～32年度計画の進捗よく状況を報告 [施策の柱] 1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進 2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進 3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進
	○大規模な食中毒の発生時又は食品による重大な健康被害等の緊急時において、的確な被害の拡大防止、再発防止を図る。	○大規模食中毒対策 ・都区市職員への対応訓練の実施、普及啓発資料の作成、近隣自治体及び庁内連携の推進	食中毒対策	—	○食中毒予防用ポスターの作成(1件)	○大規模食中毒の発生を想定し、調査手順の確認、疫学情報の解析、対応方法の検討等、実践に即した図上訓練を実施 ○首都圏食品衛生担当課長食中毒防止連絡会等を通じ、近隣自治体と連携体制を強化 ○食中毒予防ポスターを作成し、保健所等を通じて配布(6月)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第4節 食品の安全確保	○事業者のコンプライアンス意識の向上や自主的な衛生管理の取組を推進するため、都独自に制定した「食品衛生自主管理認証制度」の普及を図る。	○食品衛生自主管理認証制度の普及 ・セミナーの開催、衛生管理マニュアル作成例の提示による中小規模事業者への取組支援	食品衛生自主管理認証制度	食品衛生管理の方法について、都が業種に応じて認証基準(食品営業者が施設の状況に合わせて自ら実行すべき事項)を設定し、指定審査事業者が食品営業業者からの申請を受け、その適合性について審査の上、認証します。 また、段階的向上の支援についても都が業種に応じて取り組むべき衛生管理事項について定め、指定審査事業者が食品営業業者からの申請を受け、実施状況を確認し、評価します。 いずれも、食品衛生法及び食品製造業等取締条例に規定する業種が対象です。 認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民に公表されます。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできます。	○中小企業向け認証取得支援講習会の開催 ○自主的衛生管理向上実地講習の開催 ○マニュアル完全作成セミナーの開催	食品衛生自主管理認証制度の普及 ○制度説明会の開催、各種イベント出展、業界団体等が主催する講習会で認証制度(本部認証※1、特別認証※2を含む)及び自主的衛生管理段階的推進プログラム※3の普及と活用を促進 ○自主的衛生管理段階的推進プログラムを活用した衛生水準の点検確認と技術的助言、衛生管理マニュアル作成例の都ホームページ掲載、従来のマニュアル作成セミナーの内容を拡充したセミナーの実施により、食品事業者への取組を支援 ○平成27年度末時点:認証施設数618(うち、本部認証施設300、特別認証施設42)、プログラム活用施設数13 ※1:チェーン店全体の衛生管理システムについて認証 ※2:国際規格等の認証書を提出することで認証 ※3:認証取得までを3つのステップに分けて、自主的な衛生水準の段階的な向上を支援する仕組み
	○食品の安全確保に向けた関係者の相互理解と協力を進めるため、食に関するリスクコミュニケーションを充実させる。	○リスクコミュニケーションの推進 ・食の安全都民フォーラムの開催、公募都民による「食の安全調査隊」活動	食品安全情報評価委員会	食の安全に関する様々な問題について、都民や事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム(シンポジウム型)」を実施しています。 また、平成19年度からは、「食の安全都民フォーラム 食の安全調査隊」として都民を公募し、グループ活動を中心とした施設見学やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取り組みを通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っています。	リスクコミュニケーションの推進 ○食の安全都民フォーラムの開催(2回開催) ○食の安全調査隊活動の実施(4回開催)	リスクコミュニケーションの推進 ○食の安全都民フォーラムの開催「健康食品との上手な付き合い方」(9月開催) ○食の安全調査隊活動の実施「輸入食品の安全性を考える」(8月～9月、全4回開催)
第5節 アレルギー疾患対策	○アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発、保育所や学校等における発症時対応の仕組みづくり及び医師等への診療ガイドラインの普及など、アレルギー疾患対策を推進していく。	○保育所、学校等の関係者向けのアレルギー対応研修の実施(都内保育所等における研修参加施設数の増加)	新たなアレルギー疾患対策の展開	アレルギー疾患対策基本法に基づき、症状の軽減や生活改善に役立つ情報提供・普及啓発の充実、人材育成、適切な医療やケアを提供するための体制整備等を行うことにより、アレルギー疾患の発症リスクの低減と悪化防止、健康の増進を図っています。	○アレルギー講演会の開催 ○都民向けリーフレット等の作成・配布 ○関係者向けアレルギー研修の開催 ○教材の作成・配布 ○都保健所アレルギー対策	○患者・家族等向けアレルギー講演会の開催 ○アレルギー疾患に係るリーフレット等啓発資料の作成・配布(ぜん息カード・リーフレット、食物アレルギーチラシ・小冊子)  ○関係機関の職員を対象としたアレルギー対応研修の実施 ・保育所等の職員を対象とした、専門医等からの子供のアレルギー疾患等に関する知識・技術の普及 ・訪問看護や介護福祉施設、健康保険組合等の職員を対象とした、専門医等からの大人のアレルギー疾患や患者指導等に関する知識・技術の普及  ○食物アレルギー緊急時対応 ・保育所等職員に対するエビペン実習等を取り入れた緊急時対応研修の実施  ○人材育成教材の作成・配布 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「食物アレルギー対応ガイドブック」 「子供のぜん息に適切に対応するために」  ○都保健所におけるアレルギー対策事業の実施 ○都内乳幼児のアレルギー疾患に関する調査の実施(5年毎:平成26年度) ・「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」及び「都内全保育施設調査」を実施

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第5節 アレルギー疾患対策	○アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発、保育所や学校等における発症時対応の仕組みづくり及び医師等への診療ガイドラインの普及など、アレルギー疾患対策を推進していく。	○医師・看護師等に対するアレルギー診療ガイドライン等の普及(医師会と連携した医師向け講習会の開催)	医療費助成	アレルギー診療ガイドラインに基づいた適切な治療がかかりつけ医においても実施されるよう、医師や医療従事者に対して診療ガイドラインや日常生活管理手法の普及を行っています。	医師会と連携した医師等向け講習会の開催	医療従事者向けアレルギー講習会の実施 ○医師や医療関係者を対象としたアレルギー講習会を通して、診療ガイドラインの普及等を実施
	○花粉症の新規発症予防や症状軽減に役立てるための花粉飛散情報提供や治療方法の普及など、花粉症の予防・治療対策を、引き続き総合的に推進する。	○花粉症の治療に関する情報提供(「花粉症一口メモ」の配布)	花粉症の調査研究	花粉症に関する適切な保健指導、自己管理、予防治療等に資するため、花粉に関する情報を提供するとともに調査研究を実施しています。	○花粉情報提供(花粉症一口メモ配付、花粉情報テレホンサービス等) ○花粉症基礎情報調査	花粉症の予防治療等に関する情報提供 ○花粉症予防治療シンポジウムの開催、「花粉症一口メモ」を発行・配布
		○花粉自動測定・予報システムの運用(「とうきょう花粉ネット」によるインターネット等での情報提供)	花粉自動測定システムの運用	花粉自動測定・予報システムを運用し、時間単位の花粉情報をホームページやメール配信等を通じて提供します。	○花粉自動測定器維持管理 ○「とうきょう花粉ネット」の運営	花粉自動測定・予報システムの運用(「とうきょう花粉ネット」によるインターネット等での情報提供) ○スギ・ヒノキを分けて1時間ごとの測定結果や予測等の情報提供を行っている「とうきょう花粉ネット」を運用し、情報発信
第6節 環境保健対策	○ダイオキシソ類等の化学物質について食事由来の曝露量推計調査を実施し、食品中の含有量や都民の摂取状況等の情報提供を行っていく。	○食事由来の化学物質曝露量推計調査の実施(平成24年度から放射性物質を調査項目に追加)	食事由来の曝露量推計	トータルダイエツ方式により食品中化学物質のヒトへの曝露量を推計することでリスク評価を行い、都民への健康影響を未然に防ぐための情報提供を行います。	都内の小売店で購入した食品を14群に分類・調製し、ダイオキシソ類、PCB、重金属及び放射性物質を分析	食事由来の化学物質等ばく露量推計調査の実施 ○トータルダイエツスタディにより、ダイオキシソ類、残留農薬、PCB、重金属、放射性物質の一日摂取量を調査し、その結果を公表
	○「住まいの健康配慮ガイドライン」や「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等を活用し、化学物質の影響を受けやすい子供の対策を重点としたシックハウス対策を推進するなど、安全な室内環境を確保するための啓発や情報提供等の取組を進める。	○「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」等の普及啓発 ○保健所における化学物質等に関する相談・指導	室内環境保健対策	1 都民が日常生活の大半を過ごす室内環境の向上を図り、シックハウス症候群への不安を解消するための取組を実施します。 2 シックハウス症候群に関する普及啓発を行うとともに、都民の相談等に応じ必要な助言を行います。 3 保健所が市町村との連携を強化し、シックハウス問題解決の相談、助言のセンター的役割を担います。	1 保健所における相談・指導体制の整備 (1) 室内化学物質に関する調査・助言 (2) ダニアレルゲン等に関する調査・助言 (3) カビに関する調査・助言 (4) 相談助言資料の充実 2 普及啓発 「化学物質子供ガイドライン(室内空気編)」等の普及啓発 3 連絡会等 (1) 関係局連絡会:組織横断的に室内環境に関する情報提供や意見交換を行い、全庁的取組を推進	室内化学物質対策の普及啓発 ○保育所、児童館等の関係者を対象に講習会を実施し、化学物質対策の重要性を周知 ○保育所、図書館等における室内空气中の揮発性有機化合物の調査結果を基に作成した「施設で決める換気のルール」のパンフレットによる普及啓発 ○新生児を迎える家庭向けの「赤ちゃんのための室内環境」のリーフレットによる普及啓発 ○都内の分析機関に対するアンケート調査を実施。室内空气中化学物質の測定が可能な分析機関一覧を作成し、保健所及び関係部署へ情報提供(27年度) ○保健所における相談・助言・都民からの相談に対し、情報提供、訪問相談、環境測定等を実施
	○大気汚染物質の健康影響を解明するために、必要に応じて調査研究を実施していく。	○大気汚染物質による健康影響に係る調査研究	基礎的実験的研究	大気汚染物質による健康影響についての調査研究を実施します。	結果の検証及び報告書の作成 ○平成24年度から27年度までの有機酸類に関する実験結果について検証実験を実施し、報告書を作成・公表	○実験動物・培養細胞を用いて、大気中に存在する有機酸類の健康影響について調査研究を実施 ○都内の大気を捕集し、大気中に含まれる有機酸類の実態を把握 ○平成24年度から27年度までの研究結果について報告書を作成・公表
	○環境中の放射線量等についてモニタリングを実施し、適切な情報提供を行っていく。	○放射性物質の測定と公表及び放射能に関する都民への適切な情報提供	1 放射能測定調査 2 放射線に係る情報提供の充実	1 放射能測定調査 空間放射線量、水、食品の放射性物質の測定機器を整備し、運用します。 2 放射線に係る情報提供の充実 都民ニーズに対応した放射能に関する情報を判りやすく提供し、放射能に対する都民の不安軽減を図るとともに、正しい知識の普及啓発を図ります。	1 ゲルマニウム半導体各種分析装置5台、モニタリングポスト7か所等の整備・運用 2 健康安全研究センターホームページ運用管理、放射性物質に関する、講演会、都民フォーラムの実施	○空間放射線量を常時測定し公表。水や食品の放射性物質の測定機器を整備し、運用 ○希望する区市町村に測定器の貸与 ○都民フォーラムやホームページにて適切に情報提供

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第7節 生活衛生対策	<p>○理・美容所、クリーニング所など環境衛生関係施設の自主管理を推進する。</p> <p>○公衆浴場、社会福祉施設などでのレジオネラ症の予防、プールでの事故・感染症の発生防止対策の徹底を図る。</p> <p>○飲用水の安全性を確保するための対策や指導を充実、強化する。</p> <p>○多数の都民が利用する特定建築物に対する監視指導等を充実させ、健康を支える快適な室内環境の確保を図る。</p>	<p>○維持管理規定と発生時対応の強化による公衆浴場等へのレジオネラ症防止対策の徹底</p> <p>○「東京都水道水質管理計画」、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づく飲用水の安全確保</p> <p>○簡易水道事業等補助事業の実施(平成24年度 8町村15事業で実施 ⇒ 平成25年度 9町村17事業を対象に実施)</p>	衛生監視	都民の日常生活に密接な関係を持つ理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等環境衛生施設に対して、その衛生水準の確保を図るため法令等に基づき監視指導を行います。	環境衛生営業施設 12,349施設	<p>○公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱及び、レジオネラ症患者発生時における施設調査マニュアルに基づき監視指導等を実施</p> <p>○公衆浴場等営業者向けの自主管理マニュアルの普及啓発により自主管理の推進</p>
			飲用水の衛生管理 (水道監視・水質検査・簡易水道指導監督事務)	水道事業、簡易水道事業、貯水槽水道等の管理の適正化を図るため、水道施設等の監視指導等を実施します。 また、飲料水の安全を確保するため、東京都水道水質管理計画に基づき、水質検査を実施します。	東京都水道水質管理計画に基づき水質検査を実施します。水質検査項目については、その環境保健衛生課が決めるため、年度により実施内容が異なることがあります。 貯水槽水道等の監視・指導については、地方自治法に基づき、市から事務受託しているため、監視・指導の内容については毎年協議を行い決定しています。	<p>○「東京都水道水質管理計画」等に基づく水質検査の実施(2町7村)</p> <p>○水道法登録水質検査機関等対象の外部精度管理事業の実施(53社対象)</p> <p>○専用水道等の監視・指導の実施(24市5町7村)</p>
			簡易水道事業等補助	町村における簡易水道事業等の施設整備に対する補助を行うことにより、水不足の解消、水質の改善及び災害に対する安全性の向上を図ります。	○簡易水道事業等補助事業の実施	<p>○簡易水道事業等補助事業の実施</p> <p>平成25年度 9町村22事業 平成26年度 9町村26事業 平成27年度 9町村25事業</p>
			特定建築物の監視指導	多数の者が使用し又は利用する建築物における衛生的な環境の確保のために「建築物衛生法」に基づき、特定建築物の監視指導を実施します。	特定建築物の立入検査等	<p>○特定建築物の所有者等に対する講習会の実施</p> <p>○特定建築物立入検査票判定要領に基づく立入検査等を実施(平成27年度1,428件)</p>
第8節 動物愛護と管理	<p>○「東京都動物愛護管理推進計画」に基づき様々な取組を進める。</p> <p>○動物に関わるトラブルをなくし、動物が地域に受容される社会づくりに向けて、飼い主や動物取扱業者の社会的責任を徹底していく。</p>	<p>○飼い主の社会的責任の徹底</p> <p>・区市町村と連携した犬の登録、狂犬病予防注射制度の周知徹底等</p> <p>○事業者の社会的責任の徹底</p> <p>・動物取扱業の種別拡大と規制強化に合わせた監視指導の充実強化等</p>	動物愛護事業	動物による人への危害を防止するため、適正飼養に関する知識の普及啓発を行っています。	動物愛護事業(動物愛護普及啓発資料の作成、講習会の開催等)	<p>○動物愛護読本をDVD化し、都内の小学校、図書館などに配布</p> <p>○高齢者向け動物飼育についてのパンフレットを作成、動物病院、福祉関係事務所等に配布</p> <p>○遺棄虐待終生飼養普及啓発ポスターの作成、警察、都立公園、区市町村、関係団体、動物愛護推進員等に配布</p> <p>○ペットの飼育に関する基礎的な知識を深めるため、都民を対象に、犬猫の行動学に関する適正飼養講習会を開催</p>
			動物取扱業者	ペットショップなどの動物取扱業の登録及びこれらに対する監視を行い、動物の適正な取扱と周辺環境の保持に努めています。	動物取扱業の監視、動物取扱責任者研修の実施 第一種動物取扱業施設 4493施設	<p>○動物愛護管理法等に基づく規制内容を踏まえて事業者評価制度を見直し、監視指導を効率的・効果的に実施</p> <p>○行政処分の実施</p>
			飼い主のいない猫対策	致死処分数や猫に関する苦情を減少させるため、みだりに繁殖させず、飼い主のいない猫を増やさない各種対策を地域住民等の理解と協力を得て実施し、地域の衛生環境確保との両立を図っていきます。	医療保健政策区市町村包括補助事業のメニューとして実施	<p>○地域における飼い主のいない猫対策の推進のための財政的支援(平成27年度38区市町村実施)</p>
○感染リスクが増加している動物由来感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実し、都民と動物の安全確保を図る。	<p>○地域への取組への支援</p> <p>・飼い主のいない猫対策支援事業、動物愛護推進員の人材情報提供事業の推進等</p> <p>○致死処分数減少への取組</p> <p>・譲渡事業の推進等致死処分数減少に向けた更なる取組の充実強化</p>	動物愛護事業	引取り数の減少及び収容した犬・猫等の譲渡率の向上に向けた取組を実施し、致死処分の減少を目指します。	動物愛護事業(動物愛護行事の実施)	<p>○都立公園、動物園などで適正飼養・終生飼養の普及啓発</p> <p>○登録譲渡団体と合同で譲渡事業PRイベントの開催</p> <p>○親子を対象としたサマースクールの実施</p>	
		動物由来感染症対策	動物の飼育を通じて人に感染するおそれのある動物由来感染症に関する調査を行い、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供及び指導に資することにより、動物由来感染症の発生及びまん延を防止しています。	動物由来感染症事業の実施(動物由来感染症調査、普及啓発資料の作成)	<p>○動物由来感染症保有実態調査、狂犬病予防発生時対応訓練や狂犬病モニタリング調査の実施</p> <p>○都民向け動物由来感染症についてのパンフレットを改訂し、都民へ配布</p>	
		動物愛護事業	災害時の動物救護対策等の危機管理対応について、区市町村の取組を支援していきます。	事例集の作成	<p>○都の防災計画を踏まえた区市町村の計画作成への支援</p> <p>○区市町村と共に行政検討会において、区市町村の取組をまとめた災害時対策事例集を作成、区市町村へ配布</p>	

## 第2部各論 第4章 計画の推進体制

### 【主な事業】

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第1節 行政 の役割 2 東京都 の保健所・研 究機関の役 割 (1)東京都 保健所	○市町村、地域の関係機関・ 団体と重層的な連携体制を構 築し、保健・医療・福祉の一体 的、総合的取組をより一層、強 化・推進する。  ○企画・調整、健康情報セン ター機能等を活かし、市町村・ 地域への積極的な支援に努め る。  ○健康危機管理体制の強化・ 充実を図る。	○保健・医療・福祉施策を一 体的・総合的に推進するた めの機能を強化	-	-	-	○市町村、関係機関・団体との連携を 強化し、保健・医療・福祉の一体的、 総合的な取組を推進
		○ソーシャルキャピタルを活 用した健康づくり支援の推進	ウエルネス・チャレンジ (地域とのつながりの 醸成)	地域での活動や人との関わりの 重要性について意識の醸成を 図るため、リーフレットを作成し、 企業関係者を通じて配布すると ともに、区市町村と連携して普及 啓発を行います。	リーフレットの作成、配 布	○退職などによって地域で過ごす時 間が増える50歳代、60歳代を主な対 象にパンフレットを作成、企業等を通 じ配布
		○地域保健医療協議会によ る地域保健医療推進プラン の改定及び進行管理	地域保健関係各種会 議等	地域特性等を踏まえた総合的な 保健医療施策を計画的に推進 する等のため、各保健所で地域 保健医療協議会を設置していま す。 地域保健医療協議会は、市町 村、福祉機関、保健医療関係 者、住民代表等及び保健所で構 成し、二次保健医療圏における 保健医療施策を総合的に推進 する包括的な計画として地域保 健医療推進プランを策定、推進 しています。	5圏域	○地域保健医療推進プランの中間評 価を実施
		○課題別地域保健医療推進 プランの策定及び実施	管理事務(保健所分)		5圏域	○課題別地域保健医療推進プランを 策定、実施
第1節 行政 の役割 2 東京都 の保健所・研 究機関の役 割 (2)公益財 団法人東京 都医学総合 研究所	○これまで培ってきた研究成果 とノウハウを結集させた研究所 として、都民の抱える切実な医 療課題に応えていくため、研究 の着実な推進を図り、より高い 研究成果を都民に還元する。	○重要疾患の原因解明及び 予防法・診断法・治療法の確 立を目指したプロジェクト研 究の推進  ○産学公の連携活動の積極 的な取組による研究成果の 社会還元及び人材育成  ○講演会やシンポジウム等 の開催による研究成果の普及と 発信	公益財団法人東京都 医学総合研究所	神経系及びその疾患等に関す る研究、精神障害の本態、成 因、予防及び治療等に関する研 究及びがん、感染症をはじめと する未解明の重要疾患の制御 等に関する研究を総合的に行 うことにより、医学の振興を図り、そ の研究成果を普及することにより 都民の医療と福祉の向上に寄与 することを目的として、研究を実 施しています。	-	○研究の推進 ・研究課題等を明確にし、外部委員 による評価を受けながら27のプロジェ クト研究を実施 ・都の重点施策に関する3課題「新型 インフルエンザ対策に係る基礎研 究」、「がん総合的高次研究」、「デン グ熱感染予防ワクチン開発研究」を特 別研究として実施  ○産業界との連携活動やライセンス 活動等により研究成果を社会還元す るとともに、病院や大学院から、研修 生等を受入・育成 また、都立病院等との連携を図るた め、カンファレンス(駒込病院年2回、 多摩キャンパス神経カンファレンス年2 回)やフォーラム(多摩キャンパス年1 回)を実施する等、研究成果の社会還 元に繋がる取り組みを強化  ○一般都民向けの都民講座を年8 回、研究者等を対象としたセミナーを 年59回、国際シンポジウムを年1回、 都立高校生のためのフォーラムを年2 回開催する等、様々な普及活動を実 施
第2節 医療 機関の役割 1 特定機能 病院	○高度医療を提供する特定機 能病院について、特定機能病 院相互や他の医療機関との連 携を図るとともに、その医療機 能に関して都民への情報提供 に取り組む。	○特定機能病院と他の医療 機関との連携を図るとともに、 特定機能病院相互の情報の 共有化や都民に対する特定 機能病院の医療機能に係る 情報提供に取り組む。	-	-	-	○東京都特定機能病院連絡協議会 (2回)  ○都ホームページに特定機能病院に 関する情報を掲載 (平成27年7月1日現在、15施設)
第2節 医療 機関の役割 2 地域医療 支援病院	○医療機能の分担と連携によ る疾病・事業ごとの医療体制の 構築や在宅療養の推進に向け て、今後も地域医療支援病院 の確保に努める。	○地域医療支援病院の確保 (島しょを除く全ての二次保 健医療圏において確保)	-	-	-	都ホームページに地域医療支援病院 に関する情報を掲載 (平成28年8月4日現在、30施設)

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 医療 機関の役割 3 都立病院	○都立病院は、高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた「行政的医療」を適正に都民に提供し、他の医療機関等との密接な連携を通じて、都における良質な医療サービスの確保を図ることを基本的役割として運営していく。  ○都立病院の再編整備により強化した医療機能を最大限活用し、医療の質の向上と地域の医療機関等とのネットワークを一層強化することにより、都民に対する総体としての医療サービスの向上を目指す。	○「東京ER(広尾・墨東・多摩総合・小児総合)」を機能強化し、救急医療体制を強化する。	次世代の医療環境に対応した「東京ER」の機能強化	高齢化の急速な進行に伴う患者の重症化や合併症を有する患者の増加など、次世代の医療環境の中でも確実に救急医療を提供していくため、「東京ER」の機能強化を図ります。	—	<p>&lt;墨東病院&gt; 高度救命救急センターに指定(27年度) (具体的取組) ○高気圧酸素治療装置導入(25年度) ○IVRシステム導入(25年度) ○救命救急特定集中治療病床の増床(6→12床)(26年度) ○SCU(6床)運用開始(26年度) ○HCU(12床)運用開始(27年度) ○ERエリア内に放射線機器を整備(27年度)</p> <p>&lt;多摩総合医療センター&gt; 看護職員を配置することによる病床管理体制の強化(25年度)</p> <p>&lt;小児総合医療センター&gt; ○看護職員を配置することによる病床管理体制の強化(27年度) ○ER病棟(10床)を整備(26年度)</p> <p>感染症緊急対応病床(18床)運用開始(26年度・墨東病院)</p>
		○墨東病院感染症対応病棟の整備により、感染症医療体制を強化	墨東病院の感染症診療機能の強化	新型インフルエンザ等、新たな感染症を含む多数の感染症患者の受入れを可能とし、ハイリスク患者や重症患者への対応能力を高めます。	—	—
	○周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの対応力を強化	周産期・小児医療の充実	ハイリスク妊婦・新生児搬送受入体制の充実や、小児重症患者への対応力強化を図るなど引き続き、一般医療機関では対応困難な周産期医療、小児救急医療、小児精神医療などの充実を図ります。	—	<p>&lt;周産期医療&gt; ○「小児等在宅医療連携拠点事業」を受託(25年7月・墨東病院、小児総合医療センター)(26年7月・大塚病院) ○産婦人科地域連携システム(大塚モデル)について、新たに2地区医師会と協定を締結、対象地域を4区に拡大(27年度・大塚病院)</p> <p>&lt;小児精神医療&gt; 「応急入院指定病院」指定(25年4月・小児総合医療センター)</p> <p>&lt;小児がん医療&gt; 「東京都小児がん診療連携推進事業」を受託(25年9月・小児総合医療センター)</p> <p>&lt;小児救急医療&gt; ER病棟(10床)を整備(26年度・小児総合医療センター)(再掲)</p>	
	○患者相談支援機能を強化し、地域の医療機関等との協働体制を推進	相談支援、転・退院調整機能の強化	「患者支援センター」により、各病院の医療機能や地域特性に応じた相談支援、円滑な入院、転・退院、地域関係機関との連携体制等を強化していきます。	—	<p>全都立病院で患者支援センターを開設(26年度・多摩総合医療センター、27年度・他都立7病院)</p>	
	○病院のライフライン強化やBCM(事業継続マネジメント)を推進し、災害医療体制を強化	ライフラインの強化、BCP(地震編)の策定とBCM(事業継続マネジメント)の推進、災害医療連携体制の構築	BCP(地震編)の継続的な見直しを中心としたBCMを推進することで、都立病院全体の災害医療体制の充実・強化を図ります。災害時における医療活動を円滑に行うため、地域医療機関等との災害医療連携体制を構築します。傷病者の搬送体制の強化等に向け、緊急離発着場(屋上ヘリポート)の設備改修を行います。	—	<p>病院のライフライン強化やBCMの推進(具体的取組) ○BCP(地震編)の修正・見直し(25年4月) ○ガスコージェネレーションシステムの常用発電機を新設、運用開始(25年11月・広尾病院) ○非常用発電機・燃料タンクを増設(26年2月・墨東病院) ○ヘリサイン整備(26年3月・広尾病院、駒込病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター) ○ライフライン強化のための衛生設備及び空調設備等改修工事完了(28年3月・広尾病院) ○屋上ヘリポートの改修(28年3月・墨東病院、多摩総合医療センター)</p>	

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画 (予算規模等)	これまでの取組状況 (平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 医療機関の役割 4 公社病院	<p>○公社病院は、地域医療のシステム化を推進し、包括的・合理的な医療供給体制の確立を図るため、地域医療に対する調査・研究を行うとともに、住民が必要とする保健医療サービスの提供等を行い、住民の医療と福祉の向上に寄与することを目的として運営していく。</p> <p>○公社病院は、住民が地域の中で切れ目のない医療が受けられるよう、地域医療連携を一層推進しながら、特色のある医療を提供し、地域医療の確保に努めていく。</p>	<p>○各病院の地域における医療需要に的確に対応した医療を提供する</p> <p>○地域の医療資源を効率的に活用し、地域医療の質を向上させるため、地域医療のシステム化を更に推進する。</p>	地域病院の運営	6か所の地域病院(東部地域病院、多摩南部地域病院、大久保病院、多摩北部医療センター、荏原病院及び豊島病院)の運営を通して、地域の医療機関との緊密な連携の下で、住民が必要とする保健医療サービスの提供を行い、住民の医療と福祉の向上に寄与することを目的としています。都は、事業の運営主体である公益財団法人東京都保健医療公社に対して運営費を補助して、地域医療のシステム化を推進しています。	-	<p>○平成25年度より、東部地域病院が、東京ルールに参画</p> <p>○豊島病院が、東京都胃がん診療連携協力病院(25年4月)に、東部地域病院が、東京都大腸がん診療連携協力病院(27年4月)に認定</p> <p>○多摩南部地域病院において、休止していた病棟を緩和ケア病棟として開棟(25年7月16日、16床)</p> <p>○荏原病院において、高次脳機能障害支援普及事業を開始(25年7月)</p> <p>○荏原病院において、認知症早期発見・早期診断推進事業を開始(25年8月)</p> <p>○多摩北部医療センター及び豊島病院において、高次脳機能障害支援普及事業を開始(26年4月)</p> <p>○多摩南部地域病院(26年4月)、荏原病院(26年10月)について、在宅療養後方支援病院施設基準認定</p> <p>○全公社病院で患者支援センターを開設(27年度)</p>
第2節 医療機関の役割 5 公的医療機関	<p>○区市町村立病院をはじめとする公的医療機関は、医療連携体制の構築に際して中核的な病院としての役割を担うとともに、地域住民のニーズに応じた適切な医療サービスの提供が求められている。今後も病院整備や運営に取り組む区市町村等への支援を実施する。</p>	<p>○市町村公立病院整備事業費償還補助事業の実施</p> <p>・多摩及び島しょ地区における市町村公立病院の整備事業費の起債償還に対して助成</p>	<p>公立病院整備事業費償還補助</p> <p>台東区立病院整備事業費償還補助</p> <p>医学的リハビリテーション施設施設設備整備費補助</p>	<p>多摩及び島しょ地区における市町村公立病院の整備事業費の償還に対して、助成を行うことにより、医療機能の整備を促進し、地域住民の医療の確保と向上を図る。</p> <p>台東区において、台東区が旧都立台東病院を継承して設置する医療施設の整備事業費の起債償還に対して、助成を行うことにより、地域に不足する医療の整備を促し、地域医療の確保と向上を図る。</p> <p>都内の医学的リハビリテーション施設の施設整備、設備整備に要する経費の一部を助成することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>8病院、補助率1/4(ただし島しょ地域においては3/8)</p> <p>1病院、補助率1/4</p> <p>1病院</p>	<p>市町村公立病院に対し、整備事業に係る償還補助や運営費補助を実施</p> <p>台東区立病院に対し、整備事業に係る償還補助を実施</p> <p>-</p>
		<p>○市町村公立病院運営事業補助事業の実施</p> <p>・多摩及び島しょ地区における市町村公立病院に対して、その運営に要する経費を補助</p>	<p>公立病院運営費補助</p>	<p>多摩及び島しょ地区における市町村公立病院に対して、その運営に要する経費を補助することにより、病院の財政の健全化を促進し、地域住民の医療の確保と向上を図る。</p>	<p>9病院</p> <p>○運営事業 補助対象病床×1,220千円×経営評価指数</p> <p>○救命救急センター運営事業</p> <p>○特殊診療部門運営事業</p>	<p>市町村公立病院に対し、運営費補助を実施</p>
			<p>東京都地域医療支援ドクター事業</p>	<p>多摩・島しょの公立病院等を支援し地域の医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都が採用し、へき地医療機関及び市町村公立病院に一定期間派遣する。</p>	<p>市町村公立病院等への派遣予定(支援勤務) 5名</p>	<p>○平成27年度派遣実績 4名を派遣</p> <p>○平成21年度～平成26年度までの派遣実績 延べ23名を派遣</p>
第2節 医療機関の役割 6 民間病院	<p>○民間病院における医療療養病床について、東京都独自の整備費補助や経営面からの支援などを通じて必要数を確保する。</p>	<p>○医療施設近代化施設整備費補助事業の実施</p> <p>・医療資源の効率的な再編や患者の療養環境の改善を図るため、施設整備費を補助</p>	<p>医療施設近代化施設整備費補助</p>	<p>患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を進めるための病院の建て替え新築、増改築及び診療所の円滑な承継のための施設整備に対する経費を補助する。</p>	<p>2施設、補助率0.50(国0.33、都0.17)</p>	<p>1施設:117床</p>
		<p>○療養病床整備事業の実施</p> <p>・一般病床から医療療養病床への移行等の支援</p>	<p>病床機能分化推進事業(施設設備整備)</p>	<p>医療機関に対して、医療保険適用の療養病床の整備に要する費用の一部を補助することにより、都における病床機能分化を推進する。</p>	<p>○施設整備(8施設)</p> <p>○設備整備(8施設)</p>	<p>施設整備(8施設:620床分)</p>
		<p>○療養病床転換促進事業の実施</p> <p>・一般病床から医療療養病床への移行等の経営面からの支援</p>	<p>病床機能分化推進事業</p>	<p>療養病床を有する病院の経営者・管理者に対し、経営研修及び個別経営相談を行うことにより、都における療養病床の整備を促進し、もって患者の療養環境の改善を図る。</p>	<p>○経営研修(225名)</p> <p>○個別相談(9施設)</p>	<p>○経営研修(167名)</p> <p>○個別経営相談(7施設)</p>

事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第2節 医療機関の役割 6 民間病院	○民間病院における医療療養病床について、東京都独自の整備費補助や経営面からの支援などを通じて必要数を確保する。	○医療機器管理室施設整備事業の実施 ・医療機器の適正な使用を推進するため医療機器管理室を整備	医療機器管理室施設整備費補助	医療機関において、医療機器に関する評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行なう医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資する。	1病院、補助率0.66(国0.33、都0.33)	-
		○地球温暖化対策施設整備事業の実施	地球温暖化対策施設整備費補助	地球温暖化対策に資する病院及び診療所の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取組を推進する。	13施設、補助率0.66(国0.33、都0.33)	8施設
第2節 医療機関の役割 7 一般診療所・歯科診療所	○患者中心の医療サービスの実現には、住民と第一線で接する医師の役割は不可欠であり、その役割について医師会等と検討を進める。	○患者中心の医療を推進するためには、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の役割がますます重要となることから、東京都医師会、東京都歯科医師会、区市町村等と連携し、施策を推進する。	在宅療養推進区市町村支援事業(再掲)	在宅療養を取り巻く新たな課題に対応していくため、区市町村が医療機関等と協働で実施する新たな取組を支援します。(再掲)	20地区	・小児等在宅療養支援体制構築事業4地区 ・災害時も視野に入れた在宅療養患者等の搬送体制構築 3区市町村 ・在宅療養患者の災害時支援体制確保 5地区 ・東京都保健医療計画に掲げた課題を解決するため実施する在宅療養体制構築 26地区(再掲)
第2節 医療機関の役割 8 薬局	○都民に良質な医療を提供できる体制の確保、居宅における医療提供の推進において、薬局が必要な役割を果たすことができるよう、支援していく。	○かかりつけ薬局の育成、「おくすり手帳」の活用	かかりつけ薬剤師育成研修委託	育児、介護保険制度、生活習慣病予防など、各種相談機能充実に必要な知識を付与し、地域住民に信用される薬と健康の専門家としての「かかりつけ薬剤師」を育成する研修を実施しています。	かかりつけ薬局育成事業実施(東京都薬剤師会委託)	○東京都薬剤師会と協力し、かかりつけ薬局育成のための講習会等を実施した。 ○10月に開催する「薬と健康の週間」等のイベントを活用し、お薬手帳の普及啓発を実施した。
			薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業	在宅療養支援のための専門能力を備えた薬局・薬剤師の確保と、地域における薬局等の連携体制の整備を進めています。	薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業の実施(東京都薬剤師会委託)	医薬分業の推進等(薬局・薬剤師在宅療養支援促進事業)の実施 ○無菌調剤等在宅医療の知識・技能を習得する研修を実施し、在宅療養を担う薬剤師を育成
		○ホームページを活用した薬局・医薬品情報の積極的な提供	薬局機能情報提供システムの運営(再掲)	医薬品医療機器等法に基づき、医療を受ける方が適切な選択ができるよう、都内の薬局に関する様々な情報を都が報告を受け、ホームページにて提供しています。(再掲)	薬局機能情報提供システム“てー薬局いんふお”(Webサイト)の運営(再掲)	○平成26年8月に“ひまわり”と“てー薬局いんふお”のTOPページの統合を行い、都民の利便性向上を図った ○訪日外国人増に対応し、“てー薬局いんふお”の英語表記サイトを作成 ○平成27年度の“てー薬局いんふお”のインターネットアクセス数は208,167件(平成26年度156,411件)(再掲)
		○事業継続計画(BCP)の整備による災害時医療提供体制の確保	薬局災害対応力向上事業	薬局の災害対応力向上と災害時に地域のリーダーとなる薬剤師の育成を目的とした講習会・研修を実施しています。	○薬局災害対応力向上事業の実施(東京都薬剤師会委託)	○薬局を対象とした災害対策講習会には、約3,000件の薬局が参加 ○災害時に地域のリーダーとなる薬剤師向けの研修会には、約100名の薬剤師が参加
第3節 保険者の役割	○保険者は40歳から74歳までの加入者に対し、特定健康診査・特定保健指導等の支援を行い、生活習慣病の予防に取り組む。	○保険者は、国が保険者種別ごとに掲げる目標値を踏まえ、第2期特定健康診査実施計画において、平成29年度時点の目標を設定	特定健康診査等負担金	区市町村が特定健康診査・特定保健指導を実施した場合に、国が定める基準額の1/3に相当する額を都が負担します。	-	○ 特定健康診査等の実績(平成25年度) ・ 特定健康診査 全 国 47.6% 東京都 65.5% ・ 特定保健指導 全 国 17.7% 東京都 14.7% ○ 保険者が策定する第2期特定健康診査等実施計画において、平成29年度時点の目標を設定
			国民健康保険組合に対する補助(特定健康診査等)	主たる事務所の所在地を東京都に定めている国民健康保険組合が都内在住被保険者に対し特定健康診査・特定保健指導を実施した場合に、補助単価を定め、都が1/3補助します。	-	
			東京都国民健康保険調整交付金(特別調整交付金)	<国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に関する事業> 被保険者に対する生活習慣改善指導の実施等、被保険者の健康増進につながる事業の実施に対して必要な交付金を交付することにより、医療費の抑制を図り、国民健康保険財政の健全化を図ります。	-	
			-	-	-	



事項名	東京都保健医療計画(平成25年3月改定)の内容		事業名	事業概要	平成27年度計画(予算規模等)	これまでの取組状況(平成27年度実績を中心に記載)
	施策の方向	取組のポイント				
第3節 保険者の役割	○保険者は、都民が引き続き良質かつ適切な医療を受けられるよう、医療費の適正化に取り組む。		東京都国民健康保険調整交付金(特別調整交付金)	<適正な国民健康保険事業の運営の推進に関する事業> レセプト内容点検など国民健康保険の適正な事業運営の推進に取り組む保険者に対して必要な交付金を交付することにより、国民健康保険の適切な財政運営を支援します。	—	○ 保険者におけるレセプト点検等の充実・強化  ○ 保険者において、後発医薬品希望カード等の配布、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額差額通知等の送付
第4節 都民の役割	○利用者本位の保健医療の実現には、都民や患者1人ひとりが、保健医療サービスの単なる受け手ではなく、主役であるという自覚を持ち、保健や医療に対して主体的かつ積極的に関わることが必要である。	○医療情報に関する都民の理解促進への取組	○保健医療情報センター運営 ○医療機関情報システム化推進事業 ○医療ガイドシステム ○都民の医療に対する理解と参画推進事業(再掲)	都民が主体的に医療サービスを選択できるよう、医療機関等に関する情報の提供を行うとともに、都民が医療情報に関する正しい知識を得られるように支援を行っています。(再掲)	○保健医療情報センターの運営 ○医療機関案内サービスひまわり(Webサイト)の運営 ○医療情報ナビ冊子・Webによる普及啓発の実施 ○東京都子ども医療ガイド(Webサイト)の運営 ○医療情報理解促進のための人材養成研修会(4回) ○相互理解のための対話促進・支援(東京都医師会に委託) ○薬局機能情報提供システム“てー薬局いんふお”(Webサイト)の運営(再掲)	○「東京都医療機関案内サービス“ひまわり”」「東京都薬局機能情報提供システム“てー薬局いんふお”」「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」「東京都子ども医療ガイド」で医療情報の提供を実施(再掲) ・“ひまわり”Webサイトアクセス数:1,363,989件 ・“てー薬局いんふお”Webサイトアクセス数:208,167件 ・子ども医療ガイドWebサイトアクセス数:104,593件 ○「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」冊子及びWebサイト「東京都子ども医療ガイド」の改定を行い、都民の利便性の向上を図った(再掲) ○区市町村や医療機関関係者を対象に、医療情報の理解促進のための人材養成研修を開催(再掲):第1回134名/第2回199名 参加 ○住民に身近な地域で医療の仕組みを学べる、相互理解のための対話促進支援事業を実施(再掲):22地区医師会
	○企業やNPO、患者中心の団体等は、行政や医療提供施設等と連携して、都民や患者を支える基盤となることが期待される。	○保健・医療・福祉に係る社会貢献活動や地域活動参加への普及・啓発	健康づくりの普及啓発(東京都健康推進プラン21(第二次)の推進)(再掲)  糖尿病予防対策事業  健康づくり事業推進指導者育成事業(東京都健康推進プラン21(第二次)の推進)  がんポータルサイトの運営(再掲)  がん相談支援事業(がん診療連携拠点病院事業・東京都がん診療連携拠点病院事業・地域がん診療病院事業の補助メニュー)(再掲)  がん患者療養支援事業(がん診療連携拠点病院事業・東京都がん診療連携拠点病院事業・地域がん診療病院事業の補助メニュー)(再掲)	健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」により、都民等への健康づくりに関する情報提供やプランの普及啓発を行います。(再掲)  糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事、運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、企業の健康管理担当者等を対象とした講演会や従業員の意識啓発のための映像作成により普及啓発を行い、職域における取組を支援します。  都民の健康づくりを推進するため、区市町村や医療保険者等における健康づくりの指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。  がんに関する各種の情報を集約し、分かりやすく提供します。(再掲)  がん相談支援センターにおいて、患者の療養上の相談、地域の医療機関のセカンドオピニオン医師の紹介、地域の医療機関等からの相談等に対応する取組への補助を行います。(再掲)  がん体験者等による患者・家族の相談支援の実施に対する補助を行います。(再掲)	—  —  —  —  —	○健康づくりポータルサイト「とうきょう健康ステーション」には、事業者や医療権者向けのコンテンツもあり、それらを含め、適宜掲載情報の更新を実施(再掲)  ○医療保険者や企業団体等へ糖尿病予防に関するパンフレットを配布  健康づくりに携わる人材の育成に向け、健康づくり事業推進指導者育成研修を実施  東京都がんポータルサイトにおいて、がん相談支援センターを紹介(再掲)  ○拠点病院等において、がん患者支援団体等と連携した患者サロンの開催、相談支援・情報提供の取組 ○2か所の拠点病院において、がん体験者によるピアサポートを実施(再掲)